平成20年第2回基山町議会(定例会)会議録(第2日)																
招集年月日	平成20年 6 月 9 日															
招集の場所	基山町議会議場															
開閉会日時	開会	平成	20年	= 6 F	10日		9	時 30	分	議	長	酒	i 井	恵	明	
及び宣告	延会	平成	20年	6月10日			1 (6時 35分		議	長	酒	1 井	恵	明	
応 (不応)	議席 番号	日	į	名		1	出席等 i 語の 別 都			氏		名			出席等 の 別	
招議員及び	1番	大 山		勝代			出	9番		大 山		軍太			出	
出席並びに	2番	2番 重		_	徳		出	10番		松	石	信	男		出	
欠席議員	3番	後	藤	信	八		出	11番		原		三夫			出	
	4番	鳥	飼	勝	美		出	12番		平	田	通	男		出	
出席13名	5番	片山		_	儀		出	13番	13番		田		実		出	
欠席0名	6番	品川		義	義則		出	14番		酒井		恵明			出	
(欠員1名)	8番	林	林 博		文		出									
会議録署	11	11番 原				三夫	Ę	12番 平 田 通 男					3			
職務のため議場に 出席した者の職氏名			(事務局長) 宮原昭				(係 古	長) 賀	-			(書記) 毛 利 博 司				
地方自治法	町		長小		森	純	_	税務	住目	住民課長			安永		文	
第121条に	副	町	長古賀		德	恵 實 仮		健康福祉課長			岩	坂	唯	宜		
より説明の	教	育	長	松隈		亞旗人		こども課長			長	内山			行	
ため出席	会 計	管 理	里者 髙		木	英	文	農林環境課長			長	吉	浦	茂	樹	
した者の	総務	;課	果長		石		実	まちづくり推進課長			!長	平野			勉	
職氏名	比 名 企画政策			課長 小野		龍	雄	教育学習		3課	長	古	賀	芳	博	
議事		別紙のとおり														
会議に付し		別紙のとおり														
会 議 の	経 過		別紙のとおり													

会議に付した事件

一般質問 日程第1 1.片山 一 儀 (1) 基山町国民保護計画について (2) 図書館建設について (3) 公共財産の管理責任について (4) 町長等の交際費の執行について (1) 協働のまちづくりについて 2.後藤信八 (2) 今後の税収入見通しについて 3.松 石 信 男 (1) 基山町農業の振興について、地域農業や農地をどう 守るのか (2) 後期高齢者医療制度について 4.原 三 夫 (1) 環境行政 (2) 一般行政 5.品 川 義 則 (1) 大地震発生時の防災体制について

- (2) まちづくり条例について
- (3) 児童の学校生活と運動能力低下について

議長(酒井恵明君)

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

これより直ちに開議いたします。

日程第1 一般質問

議長(酒井恵明君)

日程第1.一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位といたします。

最初に、片山一儀議員の一般質問を行います。片山一儀議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

おはようございます。5番議員の片山でございます。

一般質問は70分という限られた時間に行わなければならないために、執行部の応答は自席からお願いしたいと前回申し上げたんですが、何の改善点もありませんので、早速質問に入らせていただきます。移動だけで大体7分ぐらいかかるんです。70分の1割を移動にとられてしまってると、こういう状況なんですね。ひとつ入らせていただきます。

きょうは、基山町の国民保護計画についてお伺いさせていただきたいと思います。

近年の国際情勢は、1989年にベルリンの壁が崩壊をし、1991年にソ連邦が崩壊、アメリカの世界戦略は欧州から極東へ重点を移しました。ドイツから二個師団を全部撤収したんですが、極東はそのままでございます。アメリカは、太平洋、インド洋、中東に至る地域をテロ及び大量破壊兵器の不安定地域、すなわち不安定な弧として世界戦略を展開しております。前方世界戦略、前方展開戦略と申しますけども、しております。これにリンクして、アメリカは2002年から2011年の間に在韓米軍の移転、2014年からは在日米軍のグアム移転を行います。このような国際環境の変化の中にあって、2001年9月11日に同時多発テロが発生をし、2003年にはイラク戦争が勃発、極東では核開発、ミサイル発射実験、拉致等のいろんな問題を含む北朝鮮問題、あるいはチベットの問題、中国、台湾の問題等があります。このような情勢を踏まえて、政府は有事関連三法案を2003年に成立させ、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律が2004年に成立をいたしました。

地方自治法の第1条2項では、地方公共団体は住民の福祉を図ることを基本として、地域

における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると定めています。ここに記された住民の福祉の基本は、生命、身体、財産の保護と言っても過言ではないかと思います。この法に基づき、佐賀県は2005年12月に国民保護計画を決定をしました。それを受けて、基山町は基山町国民保護計画を2007年2月に決定し、2007年の第1回定例議会に報告し、承認されております。国は現在、有事共同訓練を始めています。いまだ残ってる県は10県だそうですが、このような情勢は非常に緊迫してるという見方をする方もおられます。今回は、基山町住民の生命、身体、財産の保護に重大なかかわりを持つ基山町国民保護計画等についてお尋ねいたします。

まず1点は、この計画の作成は業者に委託されて作成をされたのでしょうか。コンサルタントへ任されたんでしょうか。

第2点目は、町長は有事においてこの計画が有効に機能し得るとお考えでしょうか。

それから、町国民保護協議会というのが定めるようになってますが、この委員の選考基準 はどのようにお考えでしょうか。

以上、国民保護計画についてでございます。

2番目は、図書館建設について伺います。

町長のマニフェストに、読書で文化都市づくり、この中では、図書館建設の検討を先送りしてきた。学校図書館の充実とあわせて基山町に読書、教育文化の風を吹かせる。また、第4次総合計画第3章第2節には、学習あるいは活動の場の充実を筆頭に、町民の生涯学習を支援し、町の情報拠点、交流の場となる図書館の建設を進めるとともに施設や図書の充実を図りますとあります。総合計画に掲げられている図書館のイメージ、図書館像は、町長がイメージされてるものと同じでしょうか。

2つ目は、平成27年における基山町の高齢化率は34%前後という見積もりがあります。基山町の高齢化の特色の一つに、企業戦士であった団塊の世代が多数高齢者を迎えられることがあると思います。基山町のここ数年の成人の図書館利用者率を見ますと、大部分を勤め人世帯がある9区から17区に偏っております。大体、利用者の7割がその地域に住まわれてる方であります。そして、この9区から17区は団塊の世代を多く含んである可能性もありますので、急速に高齢化が進んでいく可能性がある。私は、博多区の図書館、それから直方市、久留米市、鳥栖市、佐賀市、熊本市の図書館を、熊本市のある地区の図書館ですが、行ってまいりました。地区といっても基山町よりはもっと大きいですけどね。清水区の図書館行っ

てきたんですが、非常に高齢者の利用がしやすいようになっています。実際、多くの高齢者が利用されております。町長が申される高齢者が住みやすいまちづくり、読書で文化都市づくりという視点からも図書館の早急な建設が望まれると思いますが、いかにお考えでしょうか。

第3点目は、公共財産の管理責任について伺います。

基山町、行政法人ですね、これが土地等を寄附受けする場合に覚書を交換しています。この事例は町内に多くあると思いますが、一例を挙げて質問をさせていただきます。

例えば、11区グラウンドを町は寄附受けをされました。その覚書の中に、維持管理(「管理」という)という文言があります。11区のグラウンドの所有者、管理権、これはだれでしょうか。

第2番目、所有者の権利義務について説明ください。

3番目、維持管理というのはどういうことを言うのでしょうか。この定義をお聞かせください。

最後に4番目ですが、町長の交際費の執行について伺います。

20年4月15日の基山町広報に町長の交際費が公表されています。その中に、基山経済クラブ年会費48千円とあります。また、5月1日の議会だよりに議長交際費が公表され、基山経済クラブ年会費が24千円と公表されています。

質問の一つは、基山町町長交際費及び町交際費の支出基準に関する要綱に基づき適切に支 弁されていると思いますが、町長と議長の同じ会の年会費の額が異なるのはなぜでしょうか。

要綱に町長交際費あるいは町交際費と記載されているが、どういうことでしょうか。

以上4点についてお伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

皆さん、おはようございます。

まず、片山議員の質問に答えさせていただきます。

1の基山町国民保護計画についてということで、(1)そしてアでございますけども、これを業者に委託したのかどうかということでございますが、この策定は、基山町国民保護計画は業者には委託しておりません。

それから、イのこの計画が有効に機能し得ると考えるかどうかということでございますが、 内容的には、私もこの保護計画が完全であって本当に有効に機能するのかどうかというよう なことまではちょっとわかりかねますけども、しかしながらこれを有効に機能させるために は、やはり日ごろからの周知や、国、県、消防、自衛隊、それから地方公共機関、住民等を 交えた訓練が必要であろうかというふうに思います。

ウのこの協議会のメンバーの委嘱選考基準はどのようになっておるのかということでございますけども、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条、市町村協議会の組織に基づいて選考をいたしております。

2番目の図書館建設についてでございますけども、1のア、この総合計画に掲げておる図書館像は町長のイメージと一緒かということでございますが、第4次基山町総合計画第3章第2節の施策の方向で、学習活動の場の充実として図書館の建設を進めるとともに施設や図書の充実を図りますと表記しております。私のマニフェストの4年間で行う重要施策施設でも、図書館建設は何らかの結論を出すべきであり、検討するといたしております。御質問の図書館像のイメージについては、この総合計画、そして平成16年2月の新図書館、資料館の建設に関する答申の中でも触れられておりますように、基本的にはそれらと合致しているものと思っております。

それから、イの高齢者が住みやすい町を考えると一日でも早く図書館の建設をということでございますけども、確かに高齢者が住みやすいまちづくりはもちろん大切なことであり、これから進めていかなきゃいかんと。その一環として、図書館づくりということが大切になろうかというふうに思います。平成20年第1回議会の質問に対する回答で申し上げましたように、平成21年度に基山小学校建設が終了いたしますので、一応22年度から新図書館、資料館建設について、再度図書館建設検討委員会等を立ち上げて検討していきたいというふうに考えております。

3番目の公有財産の管理責任について、1のアの11区グラウンドの所有者、管理権はだれかということでございますが、登記上は基山町になっております。管理に関しては11区ということで考えております。

イの所有者の権利義務について説明をということでございますが、土地等の所有者になれば、通常は権利として、その土地等を使用すること、それから自由に売却あるいは贈与、処分できることだろうかと思いますが、そしてまた義務としては、固定資産税を払うというこ

とはもちろんでございますが、管理等の義務が生じてくるものと思っております。

それから、ウの維持管理とは何を言うかということでございますが、私考えますに、やは り植栽とかフェンスなり、あるいは遊具等の維持管理というようなことかなというふうに思 っております。

それから、4番目の町長等の交際費の執行についてということでございます。1のアの町長と議長の年会費の額が異なるのはなぜかということでございますが、これは、町長の年会費の48千円の中には実は経済課長の分が入っておる、いわゆる2人分だということでございます。

それから、イの要綱に町長交際費と町交際費と記されているがどういうことかということでございますが、これは、町長交際費は、町長等の特別職が基山町を代表して町政関係者等の外部との交際をするために要する経費ということでございまして、町交際費は、課長等がその分掌する事務の執行に関し、関係する者との交際をするために要する経費というふうになっております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

ありがとうございました、明快にお答えいただきまして。逐次、これからさらにわからないところを教えていただきたいと思います。

町民保護計画は業者に委託されてないと、こういうことでございました。その前に、そういうことであれば、国民保護計画お持ちいただいてますですかね。ここに、今わかるだけでこれだけの印をつけてます。その中の17項目だけちょっとお伺いしたい。私が計画を見て疑問に感じたし、これは県の保護計画も全部一応チェックをしてます。松尾という防災国民保護監というのが県に課長クラスでおられまして、彼からいただきまして一応チェックしてます。それは、この中の17項目、一応局長を通じて担当のところへお渡しをしていただいてるので準備ができてるかと思いますが、簡単に説明ください。

1項は、ページ1ページ、住民の生命と国民の保護のためにという文言があります。それ の違い。

それから、ページ4ページ、ページ26、自主防災組織は基山町にどのようなものがあるの

か。

それから、第5、ページ5ですね。ボランティアの支援に努めるとあるが、ボランティアで運用上どんなことが今問題になってるのか。

それから、ページ 9、地理的、社会的特徴と書いてあるんですが、何のためにこれを書かれたのか説明をいただきたい。

それから、ページ60ページ、自衛隊の担任、要請する根拠、これをお伺いしたい。これを つくるに当たって、防衛省設置法、自衛隊法、同施行令、全部目通されたのか、これも教え てください。

それから、ページ21ページに携帯電話の多用という、使用。この計画見ると、携帯電話というのがいろんなとこで出されておりますが、一番不通になりやすいんじゃないか。新潟地震でも兵庫地震でも、全部コントロールがかかって通話ができない。ようやくできたのはメールだけですね。そういうところ。

それから、ページ27、非常電源はあるのか。

29ページ、用語の統一ですね。これは、県からとか知事からとか町とか町長とか、いろんな言葉が使われてます。そこらあたりがどうなのか。これは、例えばこの前熊本でありました。 1名の人が亡くなったんですが、消防がピクリンと、こういうね、言った。その消防の中で通じるんです。クロルピクリンだとわかるんです。ところが、医者のほうが違うもんだから、ピクリンと言っただけでそのデータがなくて、結局患者さんは死んでしまったんです。そういうことで、用語の統一がどうかなと。それから、消防吏員とか消防団職員とか書いてあります。そこあたりお答えいただきたい。

それから、36ページに安全を守るのは町職員の責務であると、このように書かれてます。 本当にそうかな。そこの責任者は町長じゃないのかな。

それから、ページ37に意思決定と判断と書いてありますが、その違いは何なのか。どのように違うのか。違う意味で使われてるのか。(「議長、一問一答でいこう。わからんごとなる」と呼ぶ者あり)ちょっと、これ一斉に全部出てきますから、一問一答じゃなくて。(「できる」と呼ぶ者あり)うん。出てきます。全部一緒に出してありますから。

議長(酒井恵明君)

いいです。続けてください。

5番(片山一儀君)続

はい。町内会や自治会は基山町にあるんでしょうか。

生活関連施設等の把握はされてるのか、ページ41ページ。

47ページ、緊急事態情報連絡の体制が、町が町長になってます。これはいかがなことでしょうか。

それから、避難民の誘導のときに職員を立てると書いてあるんですが、実際にできるんで すか。

それから、町長が道路をコントロールしたら県に報告するって書いてあります。町長がコ ントロールできるのは町道だけだと思うんですが、そこあたりの権限ですね。

それから、88ページに地下街等に避難すると書いてある。基山町にどこに地下街があるんでしょうか。

それから、89ページ、90ページに警察官、自衛官と書いてある。自衛官と自衛隊をどのようにお考えなんだろうか。はっきり申し上げて、警察官は警察官職務執行法という7カ条にわたる法律があります。自衛隊は自衛隊法でもってやっていくわけです、自衛隊はですね。自衛官は全然違うんです。そこあたりの説明をお願いしたい。よろしくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

ただいまの質問に、すべてちょっとお答えできるかどうかわかりませんけど、私のほうで お答えできる分だけをお答えいたします。

まず、住民の生命と国民の保護のためにということの違いということでございますけれど も、まさに住民の命、国民を危険から守ることであってこそのための計画であると思ってお ります。

それから、自主防災組織は存在するのかということでございますけれども、自主防災組織は基山町内では、県に登録といいますか、されてるのは10区が登録をされております。10区を自主防災組織と位置づけております。自主防災組織の組織率を高めるために区長会等で説明会等を行ってまいりましたが、今後も各区長さん方にお話をしながら、御理解をいただけるように今後取り組んでいきたいと思っております。

それから、ボランティア支援に努めるとある。運用上の問題点ということでございますが、 一応余り想定といいますか、想定が非常に難しいと思っております。まず、運用上の問題と しては、町が安全の確保が十分であると判断することが一番難しい、運用上では難しいので はないかと思っております。

それから、地理的、社会的特徴は何のためか。これを把握しておくことは、輸送、近隣市 町との連携、避難、救援等多くの面で非常に重要であると思っております。

それから、自衛隊の担任、要請先の根拠はということでございますけれども、国民保護法第20条により、必要であるときは自衛隊の派遣を知事に要請できます。知事に要請の求めができない場合は防衛大臣に連絡することができるということになっております。また、防衛大臣への連絡については要領が定められており、それに基づいております。私のほうで聞いたところによると、西部方面隊の国民保護等派遣にかかわる要領の武力攻撃等における運用要領というのがありまして、それに基づいて派遣等をするということでございます。

それから、20、携帯電話の使用を多用しているが一番不通になりやすいということでございますけれども、携帯電話が一番の手段である。ほかに手段がないといいますか、携帯電話が一番今のところ手段ではないか。それと、ことしの4月1日に開局しました町防災行政無線、そういったものを今後は絡めていかなくてはいけないかと思っております。

それから、非常電源はあるのかということでございますけど、役場には非常電源は確保を しております。約9時間分ぐらいの非常電源が可能となります。約9時間が可能となります。

それから、用語の統一でございますけれども、組織の場合が町とか県警とかになるのではないかと思っております。それで、個人、指揮、命令等をする場合が知事とか町長、そういったものになると思っております。

それから、町職員の責務とあるが町長ではないかということでございますけれども、基山町国民保護計画の第1編で、町の責務である住民の生命、身体及び財産の保護を示しております。そのため、職員についても研修を通じて知識を習得して対処能力の向上に努めることが必要だということで示しております。

それから、意思決定と判断の違いはということでございますけれども、ここでの意思決定は訓練参加者の状況に応じた考えを決めることで、判断は状況付与に基づいて参加者に意思 決定を行わせる図上訓練全体を指してるものと思っております。

それから、町内会、自治会はあるのかということでございますけれども、これは各行政組合がこれに当たると考えております。

それから、生活関連施設の把握、議員おっしゃるように町にない施設ばかりでございます、

ここに上げてるのはですね。ここでは安全関連施設の種類を上げさせていただいてるという ことでございます。

それから、緊急事態情報連絡室の体制ということですけども、町長以下副町長、総務課長、 担当職員で構成をしております。関係機関と迅速に情報を収集して提供できるようにしてる ところでございます。

それから、避難民の誘導は自治会、町内会、または要所に立ってるのは職員だけかという ことでございますけれども、当然職員のほうは立ちますが、ほかに必要に応じて、できるか どうかわかりませんけれども、自衛隊とか警察とか消防団との協力ができれば、そういった ところの協力も得たいと思っております。

道路のことに関してでございますけれども、ここでは当然町道を指しております。国道と 県道に関しては、それぞれの道路管理者、警察と連携をして行っていかなければならないと 思っております。

それから、実態がない事例、地下街ということが入っております。これはちょっと私もどうかと思っております。この辺は、実態に合うような例文に変えていかなくてはいけないかなと思っております。

それから、警察官、自衛官、自衛隊の用語の使い分けでございますけれども、こちらで考えてるの、官というのは、警察官とか自衛官とか、そういったものは個人というですか、それだと思っております。と、警察、自衛隊と言った場合は組織であると考えております。

それから、これだけだったですかね。

議長(酒井恵明君)

それだけよ。

挙手をお願いします、挙手を。なければ議長は名指しできませんので。 (「わかりました。 はい」と呼ぶ者あり) 片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

済いません。一連の流れかと思っておりました。

議長(酒井恵明君)

で、ひとつお願いします。

5番(片山一儀君)続

はい、わかりました。

今、説明をしていただいたんですが、これはいろんなとこではっきり言って間違いがある。 いろんな質問しなきゃいけないんですが、後でまとめてちょっとさせていただきます。

ただ、その中で、先ほど防衛省設置法、自衛隊法お読みになりましたかと、こういう質問したんですが、当然検討されたんだと思います。で、有事においては、この前ある幕僚長と話をしたんですが、非常に難しいんですね。で、これで久留米の部隊はどうだとか、目達原がどうだとかいっているんですが、これは非常に指揮系統の問題、いろんな問題であります。今、設置法で、自衛隊法だったかな。どっちかで、正規に自衛隊要請できるのは県知事だけなんです。本当は、県知事と航空事務所長、これができることになってます。それ以外はできないんです。だから、県知事を通すしかないんです。で、有事になっては、ほとんど防衛出動でいない可能性が強いんですね、基礎展開をしていて。そこの基地に残ってないんです、自衛隊というのは。

そういう実態があるんですが、それをまとめてこれから言っていきますが、この計画の実行の可能性、有効性について質問させていただいたのは、そんな一々上げるんじゃなくてちょっと違うところがあったんです。それは、有事というのはまさに錯誤と混乱の連続なんです。我々が体験したのか、私は体験してない。多分、議長でも敗戦のときは7歳か8歳で、小学校の初めで、そう覚えてる時期じゃないと思うんです。基山では、大刀洗の飛行場が爆撃されたときに炎が上がったのしか見られてない。実際、私も体験ありません、そういう勉強はしてきましたけども。そういう状態なんですね。で、この計画の可能性はって言われると、これは町長、立場上訓練をしていかなきゃいけんとおっしゃったんですが、これでは訓練さえできないと私は思ってます、今までプロでやってきてですね。

ただ、しかし私は、委託をしないでこれをつくられたことに非常に敬意を表したいと思ってます。 3月の予算審議において、一般廃棄物処理基本計画作成委託料2,300千円、廃止だと私は提案したんです。動議をしたんです。だれひとりの議員も賛成してくれなかった。ほいで、今回また基本計画策定のが上がってきてんですね。だから、皆さんに移行してきてからはこういう計画ができたんじゃないのか。副町長というのは、各省庁で言えば事務次官ですよ。事務方のトップですよ。事務方のトップがきちっと事務のことを押さえてれば、指導してれば、こんなものにならなかったと私は思ってるんです。基本計画を人に任せるような会社だったら倒産していきます。

議長(酒井恵明君)

片山議員、質問途中でございますが、先ほどは総括的に許可をしましたが、一問一答で、 時間の都合もございますので簡潔に質問してください。

5番(片山一儀君)続

はい、適切にしてるつもりなんですが。それと、こういう自治体についてこういう基本計画をみずからつくらなければ、つくる努力をしていかなければ、若い職員の能力は上がらない。実行にできる可能性がなくなってくる。そういうことについて町長はどうお考えかと聞きたい。

ある市の、K市って関東の市なんですけども、市長が、19万ぐらいの市ですよ、マニフェストにわざわざ計画はこれから自分らでつくるよと言って、今実行されてます。ということは、今までずっと同じことをやってた、基山町と同じことを。非常時に、自分らの頭ん中で考えとかないと出てこないんですよ。これとこれとこれがあって、この前イノシシ対策はと言ったら、ちゃんとした列挙が上がってこなかった、私に言わせたら。自分で考えてれば、これとこれとこれは対策するよって出てくるんです。そこあたりを、国民保護計画をつくるときに、生命、財産を、あるいは身体を守るのが最大の町長の、最低限の町長の任務だと思うんですね。それを今みたいに委託をしてずうっとつくってきてるから、そういう風習になってるから。事務次官である副町長のところ、事務のベテランがちゃんとしごいときゃあ、こんなことにならなかったと私は思うんです。そこあたりについて町長の御見解をお聞かせいただきたい。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

なかなか厳しい御指摘をいただきまして、どうお答えするかとちょっと苦慮しとるところでございます。確かに、一般廃棄物の処理基本計画、それから今回、老人保健福祉計画というようなこと、これをコンサル料として上げておるようなわけでございます。これは、みずからの手でつくるべきだろうということの御指摘でございますけども、確かにそれをすることによって意識といいますか、しっかりとした職員に意識が出てくる。それから、上司の指導あるいは職員の作業能力というような、こういうことが高められるというようなことはまさにそのとおりだというふうに思います。

しかしながら、これはもう言いわけにしかなりませんけども、今の定数管理といいますか、

人員削減の中で、150人弱というような人員の中で、本当にそこまで可能なのかどうかというような、これは私どもの甘えかもわかりませんけども、なかなか厳しいかなというふうに思っております。先日も、よその市から交換しておる職員の話がありました。聞きました。そしたら、やっぱり市ではある程度専門的にそれだけを担当すればいいけども、基山町はいろいるとやっぱり仕事もかかわらなきゃいけませんねというような話がありまして、そういう状況もございます。それからもう一つ、これは、やはりコンサルタントに委託とはいたしておりますけども、基本的な考えあるいは方向性は職員も考えて、そしてコンサルタントと協議をしながらつくり上げていっておるというようなこと。それから、コンサルタントは策定手法のプロだと。ノウハウももちろん持っておりますけども、そういう策定の作業のプロだということでございますし、そういうことからしますと、コンサルタントを使うというのは一つのやっぱり合理的な活用というようなことも言えなくはないというようにも考えます。そういうことで、現在のところ、ある程度やっぱりコンサルタントを活用しながらやっておるというのが現状でございます。この辺はこれからも考えていかなきゃいかんと、いろんな意味で考えていかなきゃいかんという問題は、私も今の御質問によって特に強く感じたようなわけでございます。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

よくわかりました。これからやっぱり鍛えていかないと、今長年たってこうなってますから、若い職員、能力をつぶしていって効率が悪くなってくる、自分でつくらないと。やっとけばできるんですよ、こんなものは。例えば、課長なんかはこれを考えたりつくったりすることだって、そのプロでなきゃいけないと私は思ってんですね。2つのこの計画、2つだけで、今町長おっしゃった2つの計画で大体4,000千円幾ら、中堅職員のたしか年収ぐらいになるんじゃないですかね。それぐらいが流れていくわけですよ。

次に、国民保護協議会というのについて御説明いただいたんですが、ここに基山町は18名上がってます。国民保護措置法の40条でしたか、お答えいただいた。ここに書いてるのは8項目しか書いてないんです。この中に、例えば町で上げてる中にも抜けてるのがいます。副町長、教育長、他にもう一人職員が入ってなきゃいけないのに入ってないと。私気がつかな

かったんですが、入ってないですね。3名町から出すことになってます。

これをなぜ出したかというと、基山には、私の先輩もおられますが、自衛隊でずうっと危機管理をやってきた人がたくさんいるんです。元師団長さんもおられます。なぜその人方を使わないのか、基山町の財産を。この中に、基山町婦人会、商工会、区長会、社協、LPガス、消防団、たくさん入ってるけど、どういう基準でこういう人を選ばれたのか。40条に書いてある、これは、8名ですね、この方々から選びなさいと書いてあんです。ただ、基山町18名ですから、10名はプラスになってんですね。その能力を使ってないから、こんな計画が私は出てくると思うんです。基山町の人は財産です。それを掘り起こさないで。今回、この協議会どういう機能をお持ちですかと質問したんですが、これも措置法の中書いてありますね。計画を作成するときには、この協議会の意見を聞いて書けと書いてあるんですよ。その計画をつくるときに、そういうわからない人が集まってどんな計画ができるんですか。審議ができますか。

だから、今協議会見てますと、計画作成のための委員会なのか、宣伝のための委員会なのか。区長さんは区長会持ってるから、そこへ区長会の代表集めときゃ皆さん区長に伝わるだろうと。広報、宣伝のためにある。つくる目的なのか、宣伝のための目的なのかという協議会の目的をきちっとしないから、私はこういうふうに、生命、財産、安全にかかわる計画がこういうことになってしまうんだと思ってますが、町長いかがでしょうか。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

今、一つには、ここに副町長が入ってないというようなことで御指摘.....(「入ってるのは入ってんです」と呼ぶ者あり)入ってますね。済いません。

いわゆる危機管理の経験者がたくさんいらっしゃるのに、その方たちには声かけてないというような御指摘でございますけども、確かに議員おっしゃるように、本当の策定のためにはやはりそういう方々にお願いするというのが本当に効果的だろうというふうに思いますけども、そういうことにすれば、一応やっぱり現役の陸上自衛隊の九州補給処からもお入りいただいておりますし、鳥栖警察署長も来ていただいております。そういうことで、その辺でというような考え方。それから、これに、確かに40条に、保護のために知識または経験を有する者というようなことがございますから、そこに何名かお入りいただくのが本筋だったか

もわかりませんけども、人数というようなことでお入りいただかなかったということ。しかし、そういう形で、一応策定としましては自衛隊の方も、それから警察の方も、いろんな方にお入りいただいとるということ。それと、プラスやっぱりこれが実際に何かあったときに機能すると。実行に移せるということ。そこを考えますと、やはりいろんな団体の方にお入りいただいていろんな取りまとめをしていただくと。これは必要じゃないかなというふうに思います。

したがいまして、策定のためなのか、あるいは広報のためということでございますけども、 決して広報という意味じゃございません。策定のため、そしてプラス実行のためというよう な、そういう考え方で、このメンバーでトータル的な感覚でやらせていただいたということ でございます。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

その近くの防衛大臣の許可を受けた自衛官を入れると書いてある。ただ、それは、この基 山町に住んでないんですね。基山町のこと知らないんです。しかも、こう言ったら失礼だけ ど、ランク的には非常に全部をつかさどるようなところ、場所に経験してない。それよりも、 基山町のこともわかり、おられる、結構大先輩の議長でも経験がない、勉強もしてない、こ れは国の教育ですから。わからんのですよ。それをわからん人を集めて計画つくったって、 いい計画できるわけがないじゃないですか。

これは、兵庫の阪神大震災のときに、兵庫県知事は革新系の方です。だから、佐々さんが、安全室長が、自衛隊の船で自衛官で物資を運んだら入れないと言ったんです。自衛隊を呼ぶこともおくれたんです。私は、あれは人災だと思ってます。もっと早く入れとけば、わざわざ物資を今度は海上保安庁の船に積みかえて持っていってんですよ。だから、あれだけ死んじゃったんですよ。本当に計画がしっかりしてないと、命と財産にかかわるんです。大事なことだから。基山に住んでて基山のこと考えてる、もっと大事な人いるわけですから、そういう能力を開発しないと、集めないと、いい計画できないんじゃないかと。よろしくお願いいたします。

次は、図書館建設について、いろいろお答えいただいたんですが、1点、図書館協議会だけについてちょっと質問させていただきたいと思ってるんですが、前回の回答のときにも、

町長が、図書館協議会を学校図書館と町立図書館の中間のところでつくればいいじゃないかと非常にユニークな発想されたんですが、これは学校図書館、議会にも図書館があります、つくらなきゃいけないとなってるんですから。その議会の図書館と学校図書館と、それから町の図書館、これ全部所轄する法律が違うんですね。全部違います。それを一緒にするというのは非常に難しいんじゃないかなあと思うんですが、そこで町長のお考え1つと、それから先ほどの答弁の中で、図書館検討委員会をまた立ち上げて早く検討するんだと、こういうふうにおっしゃいました。16年に出されたレポート、図書館等建設検討委員のレポートの取り扱いをどのようにされてるのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

図書館協議会というようなこと、たしかこれ議会でございましたでしょうかね、どっかで言ったような覚えもございますし、私自身思ったことも覚えております。それは、特にここ、町と学校と議会と、もうそれを一緒にしてどうという思いではございません。それはそれ、別々のやっぱり分野が、法があっての図書館でございますから、それは独立したもんだと思いますけども、やはりそれらを連絡をとり合う、連携をとり合った、そういう図書館というようなことを考える会があれば、基山町自身が図書館と読書に対してもっと推進できる。読書の町にできるんじゃなかろうかというような思いで言ったところでございます。したがいまして、それから先の法がどうで一緒になるのどうのというところまでは、申しわけございませんけども意識はしておりませんでした。

それから、16年でございますか、の答申、委員会の答申でございますけども、これは私も現に持ってもおりますし、それはそれでちゃんとこの次の委員会にやはり検討していただくというか、参考、協議をしていただくというような、そういう位置づけでやっていきたいというふうに思っております。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

図書館建設検討委員のレポートについては、せっかくたくさんお金をかけてやられておりますから、現在教育長のもとで大分研究しましたんで、よろしくお願いしたいと思います。

整合については、いろいろありますんで省かせていただきます。

次は、公共財産の管理責任についてということで、先ほど御答弁をいただきました。登記上は基山町になってますが管理は11区ですと、こういう答弁がございました。管理って何でしょうか。覚書の中には、維持管理(管理)と書いてあります。維持管理等と書いてある。町長は先ほど、維持管理はこんなもんじゃないかとおっしゃった。まさにそのとおりだと思うんですね。そうすると、あるとき町のある課長さんに、名前申しません、課長さんに、バックネットあるいはフェンスのと言ったら、そんなことは11区がやるんだよと、取りかえをですね。こうおっしゃったんです。それが覚書だと、こうおっしゃった。契約だと。覚書というのは契約ですよね。おっしゃったんです。本当かなあと。で、今、権利義務について問い合わせたら、固定資産税、管理等とおっしゃった。そこで事故が起こった責任だれがとるんですか。納税の義務だけですか。

質問です。管理原者という言葉があります。御存じでしょうか。お答えください。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

私は、管理原者という言葉は実は知りませんでした。それで、片山議員から先日ちょっと そういうことをお聞きしましたもんですから、いわゆるパソコンで調べをさせました。そし たら、管理権限者というような言葉が出てまいりまして、これは消防法上の用語で、防火対 象物の正当な管理権を有する者を言うと。建物の所有者や賃借人などがこれに当たるという ような取り出し方をしております。管理、いわゆる権者、権限者ということについては、私 もこれくらいの知識しか持ち合わせておりませんので。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

まさに管理というのは、もともとの管理の基本原則、地下数m、地上何mまでその人は管理をしなきゃいけないことになってます。それは責任と権限が伴うものです。それを役場は、課と契約したじゃないかと、11区と。あるいは、15区、16区かな、16区と契約したじゃないかとおっしゃる。16区はしてないのかな。ところが、議会は条例をつくる、法律をつくるとこなんですね。民法に書いてあるでしょ。法律に違反した契約は違法なんだと。法律に認め

ない契約は違法なんですよ。

で、今、これは建物が基本なんですが、建設物環境衛生維持管理要領検討委員会が建設物、建築物維持管理マニュアルってのをつくってます。まだ案の段階です。これでもって何を言いたいか。維持管理というのはどういう通常概念だよというのを書いてあるんです。物事を、そこつくったり壊したり、あるいは売っ払ったり、これは全部管理者の権限なんです。で、権利は委託できても責任は委託することできないんです。責任はできないんです。責任を分割することできないと言われてます。我々も部下にあれを殺せと、こう言ってね、やっつけると言っても、その責任は指揮官にあるんですよ。それが組織なんですよ。個人じゃない。これ個人になってるのもありますよ。警察官職務、これは1人ですから、1人が対象ですから。自衛隊は組織が対象なんです。そういうのありますけども、基本的に施設管理原者、これは消防法と同時に一般法としてもあるわけで、もともとの責任者なんです。例えば、事故が起こったときにどうされるのか。これについてお伺いをしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

この覚書がどうなのか、どの程度の効力っていいますか、を発揮するのかというようなことは若干疑問な点もあろうかというふうに思います。本当に事故が起きて賠償なりというような責任が生じたときに、この覚書で本当にいいのかどうかというような、この辺になると、やはり法の解釈といいますか、裁判といいますか、そういうことによらざるを得ないかなというふうに思っております。

ただ、ここの覚書には、各土地の管理、清掃、除草、植栽管理、フェンス維持管理は11区が行うと。それから、第11区グラウンド側の児童公園の遊具についてはこれまでどおり町が行うとかというようなことが、それからほかの、北高島6丁目の公園の遊具の管理はこれまでどおり11区が行うというような決め事がここに書かれてあります。これが本当に何かのときにどこまで有効なのかどうかというようなことは、ちょっと私もここで判断いたしかねます。ということで、お答えとさせていただきます。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

町長お答えになったように、最終的には我々判断できないんです、それは司法が判断することなんで。で、争うしかない。ただ、争うんであっても、勝てるであろうかという法律の知識がないと、勝つ見込みがないと基本的には闘えないんです。そういう契約をしちゃいかんところに覚書があります。この契約締結のあかしとして契約書4通を作成し云々と書いてある。契約のこれ、かがみなんですね。契約なんです。民法で言う契約なんです。で、契約というのは、法律に違反した契約は無効だよって書いてある。それ判断するのは司法なんです、三権分立ですから。だから、我々がやるときはもっと考えてやらないと、先ほどの防衛設置法も、いろんな自衛隊の要求だとかなんかも、よくそこらあたり知らないでやるといろんなことが出てくるんですよね。

ついでに言いますと、今回、議会だからよろしいかと思いますが、山を、クレームをつけられて8,000千円ぐらいで買った土地を、下水道とか水の排水を......

議長(酒井恵明君)

片山議員、質問の要旨、趣旨から外れておりますので、本筋に返ってください。

5番(片山一儀君)続

管理権のお話でちょっとしてんですけどね。だめですか。

議長(酒井恵明君)

はい。それは後ほど。

5番(片山一儀君)続

それは後でまた、議長の判断は言われててもいいんですけども。それはじゃあ撤回しましょう。

そういうことで、やはり法律国家ですから、我々もしっかりせにゃいかんしですね。ただ、 一応踏まえた上でいかないかんと思うんですね。

で、最後に、時間もありませんが、町長の交際費について説明をいただきました。何かありますか。(「いや、さっきの11区の件で、ちょっとこちらの経過等もございますんで、町長が言われなかったけども私が……」と呼ぶ者あり)よろしいんじゃないですか、町長がお答えになったんで。経過があっても、あってもなくても結果は一緒なんですから。どんな経過があるかは関係ないんです。

議長(酒井恵明君)

いいです。今の町長の交際費の続きを質問してください。

5番(片山一儀君)続

はい。交際費で、先ほど町長が、交際費の要綱ですね、町長及び町交際費と書いてあるんです。で、町長のは特別職だとおっしゃった。町長、町長交際費はとかおっしゃったんですが、これは町の課長等がと書いてあるとおっしゃったですね、先ほど。課長等がと。町長は特別職だと。それから、町交際費というのは課長等がよそとおつき合いするときにするというふうに書いてあると。その要綱の最後に何て書いてあります。特別職には交際費をつけるけど一般職にはつけないよと。地方公務員法と書いてありませんかね。地方公務員法の中で3条か何条かに、特別職はこういうものを特別職と言うよ、一般職はこういうのを一般職と言うよと書いてある。課長は一般職ですよ。一般職につけないことになってる。

しかも、これを町長という名目の交際費で見ばえを、極端に言ったらごまかしてることになるんですね。1つだったら町長の交際費、町長と書いてあるんです。で、後の町交際費というのは、出せる特別職がいるんです。教育長、副町長、今なくなりました昔の出納長ですね。これ特別職ですから。それは町交際費から出せるんです。町長交際費と町交際費、私はそのように理解してます。課長に出せるわけがない。最後に書いてあるでしょ、一般職には出さないと。で、この要綱自体が、ここで通ったわけじゃありませんから。勝手に自分らで決まりをつくったわけですから。そこのところについてちょっとお答えください。

議長(酒井恵明君)

その前に、片山議員、出納長という表現なさいましたけど、出納長。基山町には出納長は ございません。

5番(片山一儀君)続

前のときはと言いました。

議長(酒井恵明君)

前の収入役。

5番(片山一儀君)続

あ、収入役。あ、ごめんなさい。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

確かに、私も申し上げましたし、片山議員御指摘のように、この経済クラブの交際費、年

会費、これに関しましては、いわゆる町長交際費から2人、課長の分も加えて出しておるのは事実でございます。これはやっぱり、ここ調べてみますと、町長交際費は、繰り返しますけども、町長交際費は町長等の特別職が基山町を代表して町政関係者等の外部との交際をするために要する経費ということでございます。それから、町交際費は、課長等がその分掌する事務の執行に関し関係する者との交際をするために要するというような書き方をしてありますので、これからいたしますと、課長の会費は町交際費から出すべきだと。出しても私はおかしくないのじゃないかなと思います。

議員おっしゃってるのは、たしか第5条の、交際費は公務員、国家公務員及び地方公務員に対して支出しないということですから、相手が、いわゆる官官接待とまではいかんにしても、相手の、地方公務員が国家公務員、地方公務員には出してはいけないという解釈はできないかなと、私はそうこれは読んでおります。交際費は公務員に対して支出しないと。ただし、当該公務員に対する弔慰、見舞い、その他の町長が特に必要と認める場合はこの限りではないというのが第5条でございますので、その範囲内というか、課長はやっぱり町交際費で出してもいいのじゃないかなというふうに解釈をいたしております。それにつきましては、また研究もさせていただきたいというふうに思っております。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

地方自治の原則で、どう決めようと基本的には構わないんです。ただ、一般的には、基山町長交際費及び町交際費の支出基準に関する要綱、これは法律用語でいけば、基山町って、その下の説明で基山町長等というのが、まずそこから誤りなんです、文章上は。基山町は基山町長だけで。だから、基山町とは何かということで説明があるんだったら、まだ文章上は成り立ちます。基山町のね、だからそこで、町長のとこで特別職のと書いてあるんですが。で、その5条の中に一般職には支出をしないと書いてある。一般職には出さない、基本的には、今食糧費だとかなんかでいっぱいもめてるじゃないですか。食糧費、県でも、宮崎でも相当食糧費もめました。

交際費というのも、非常に交際費は、例えばこれは多分、ある人から聞いたら、町長交際費というか経済クラブの会費は予算で上げてた。経済クラブに町長さんが、あるいは議長さんが入られるという必然性がどこにあるんですか。憲法の15条で、公務員は全体の奉仕者で

あって一部の奉仕者じゃないと書いてあるんですよ。これは、それが勉強のためだとおっしゃる。それは個人は勉強しなきゃいけない、個人で勉強されればいいんです。我々もいろんなとこで、個人で勉強するためにはお金を払って行くわけですから。ここに基山経済クラブの会則もいただいております。それ見ても、確かに、じゃあロータリークラブあたりとどう違うの。それを予算でやってたのが悪いから交際費に充てる、予算は一々審議しますから。交際費はここで一括で審議しますからね。中、極端に言うとわからないんですよ、そういう仕組みになってんですから。交際費、領収書も極端には要らないものが原則なんですね、そこでやり方はいろいろありますけども。

そういうところで、税金を使う上においてはやはりしっかりしていかなきゃいけないんじゃないかと思います。今、お金がない、苦しいとおっしゃってるときに、財政改革とおっしゃってるときに、やっぱりそこに、原点に立ち返って何かということを考えなかったら、町の発展ないじゃないですか。どんどん世の中変わっていってるのにですね。

ちょっと最後にもうなりますが……。

議長(酒井恵明君)

今んと、はい。町長。

町長(小森純一君)(登壇)

今度は経済クラブへの年会費支出が妥当かどうかというような話になってまいりましたけども、これは経済クラブができるときから、やはり進出企業と、それから地場企業と、そしてそこに行政が入ってお互いうまくいくようにやろうというような、そういう趣旨であったと思います。この経済クラブの会則にも、第3条、この会は進出企業を中心に地場企業や行政、商工会等で構築されというような文言がございます。ここにもやはり状況性というのがうたってあります。それから、実際私も経済クラブの会長を何年かした覚えがございますけども、今がそうとは申しませんけども、元会長といたしましてそのときの思いといたしましては、ただ進出企業と地場企業だけが一緒に話そうやというようなことだけじゃなくて、やはりここに、行政が中におるということで、集まりもよくなるし話もできるというような、そういうことがあったような何か思いがございます。

以上です。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

いろんなとこに行政がいれば助かることも事実です。行政のほうからそれを求めるべきじゃないんじゃないでしょうかね。だから、そのために天下りとかなんか言って受け入れるんですよ。いろんなところ、会社受け入れてつなぎをよくしようとしてる。それをみずから入っていくというのは、もともとこれが情勢上おかしいんじゃないかなと、私はこう感じるわけです。第2条の目的に、経済クラブは入ってきた業者とはいろんなことを仲よくしなきゃいけない、誘致企業と。町行政とはまた別の視点なんですね。時代も変わっていろんな解釈も変わってきますから、当時はよかったかもわかんない。でも、今は変えてかなきゃいけないじゃないですか。あとね、世に問わなければいけないと思います、見方が。問題意識を持っていかなきゃいけないと思ってますので、時間も最後1分になりましたんで、以上でもって、やっぱり旧制、慣例じゃなくて目的主義に変えていただいて、各課長が働いていただかないと基山町変わりませんので、よろしくお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長(酒井恵明君)

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

- ~午前10時40分 休憩~
- ~午前10時50分 再開~

議長(酒井恵明君)

休憩中の会議を再開します。

続いて、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤議員。

- 3番(後藤信八君)(登壇)
- 3番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、大きな項目の第1に、協働のまちづくりについてであります。協働のまちづくりに つきましては、第4次総合計画において新たな、そして最も重要な基本理念として掲げられ たものであります。昨年の後半から、その基本理念を実行するために、特にまちづくり基本 条例を軸とした、町民と行政が協働でまちづくりを進めるシステムの構築の準備に入ってる というふうに今理解をしております。これから基本条例の作業部会とか策定委員会が今後進 められていく中で、基山町としての方向が明らかになってくると思いますが、事が町の運営、 仕事の進め方の基本にかかわる問題でありますので、その重要な部分につきまして、少し早いかもしれませんけども、行政の執行部としての今現在の思いを確認をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず第1に、基山町の行政として協働のまちづくりに取り組むねらいは何ですかということであります。近隣の市町からうらやましがられるほど、コンパクトで効率のよいというふうに言われております基山町の行政システムの中で、あえてトップダウン型からボトムアップ型の協働に取り組むことが、今より以上に良質な行政サービスを、しかも低コストで、低いコストで実現することになるのかということが第1点であります。

第2点に、今現在の行政サービス全体の中で、協働で取り組む事業の範囲をどの程度を想定されておられるのかと。福祉の増進や基盤整備などを含めた総合的な協働なのか、子育てとか環境とか防犯とかの身近な課題の範囲なのかであります。

第3に、基山町の第4次総合計画の中の、その第1章、第1節にあります現状課題という ことで、現在の行政システムでは町民の行政参加への要望に対応できていないというふうに ありますけども、どのように不十分なのかを具体的に提示いただきたい。

第4に、第3と同じ視点でありますけども、協働の前提となる情報公開、情報共有についての現行の枠組みがどのように不十分なのかをあわせて提示いただきたい。

第5に、まちづくり基本条例が制定されますれば、その規範、ルールに従って町の各事業の、つまり町の仕事の計画から実行まで自由参加型の意思決定がなされていくことになるというふうに私は思っております。そのことが、現行の意思決定と実行の仕組みであるというふうに思っております行政区や各審議会、委員会などとのかかわりはどのように整理されるのか。重複した組織になるおそれはないのか、考え方を聞かせていただきたい。

第6に、まちづくり基本条例を軸としたこの意思決定の仕組みといいますのは、現在の間接型から直接参加型の行政システムを施行することになると思うが、その実践においては町職員の皆さんも行政区の皆さんも、そして私たち議員もその存在意義を問われることになり、大胆な発想の転換を求められることになると思います。とりわけ中でも、自由参加型の自由な意見を取りまとめるという難題に取り組む町職員の皆さんの意識とスキルアップ、このあたりのことをどのように研修、訓練していくのかを聞かせていただきたい。

第7に、第1項目の最後でありますけども、モデルとなった北海道の二セコ町では、町長初め職員の皆さん中心に、5年以上にわたって大変な覚悟でさまざまな仕事の実践をしてき

たことを、それをさらに時間をかけて条例化をしたわけであります。基山町においても、も う少し町民に身近な課題について具体的に協働の実践を積み上げてから基本条例を制定して も遅くはないと思いますけども、町長はどのようにお考えかを聞かせていただきたいと。

以上が協働のまちづくりについてであります。

次に、大きな項目の2番目は、基山町の今後の税収見通しであります。地方分権の流れの中で、みずから主体的にまちづくりを実践するためには自主財源の確保が前提との認識で、 今後の税収見通しについて問います。確認を中心とした質問であります。

第1に、19年度の町税収入は最終幾らの見込みか。また、そのうち町民税、固定資産税は 幾らか。19年度版の総合計画、実施計画書の差は幾らかと。

第 2 に、20年度の町税収入計画の2,359,000千円は、総合計画の実施計画とは185,000千円 も減る形になってるのはなぜかと。

第3に、19年度から、いわゆる団塊の世代の大量退職が始まっております。この影響は、 町税としては21年度から本格的に税収の影響が出てくるというふうに見られとると思います が、基山町ではその人口構成から見てどの程度影響が出ると見込んでるのか。その中で、 21年度から23年の税収見込み、あるいは総合計画や財政シミュレーションとの差はどうかと いうことであります。

第4に、この1年で基山町にも企業進出が相次ぎました。各企業が稼働し始めたときの町税収入、固定資産税等どの程度見込めるのか。もしわかりましたら、推計でもいいので答えられる範囲でお願いをしたい。

2項目めの最後でありますが、基山町のいわゆる自主財源比率は、この20年度こそ小学校 建設もありまして50%少し切る状態に低下をしておりますけども、中期として基山町として 目指す、確保したい自主財源の比率というのはどのようなものなのか教えていただきたいと いうことで、以上でございます。

以上で第1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

後藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番の協働のまちづくりについてということでございますが、その中の(1)協働の

まちづくりの取り組み、ねらいは何かということ。そして、それによって今まで以上に良質な、そして低コストの行政サービスができるかというようなことでございますが、地方分権一括法によりまして、国や県が行っていた業務が権限移譲によって市町村に移ってきております。市町村は、予算手当ても十分なく業務を遂行しておるという状況です。このことは、地域のことは地域でとの方針を打ち出しておられ、限られた予算内での執行問題もあり、今後の事業遂行に当たっては町民の意見等も聞きながら遂行することも必要と考えております。このような点を重視し、第4次総合計画で協働のまちづくりの推進を掲げ、まちづくりの基本条例制定に取り組んでおるようなわけでございます。このことにより、住みよいまちづくり形成のためにこれまで以上に住民の皆さんが地域課題の解決に携わっていただき、かかわっていただき、多様化する住民ニーズにこたえ、住民生活の満足度を向上するために進めてまいるということです。町民の行政への参画が実現することにより、結果として低コストにもつながると、じゃないかと考えております。

2番の協働で取り組む範囲、事業はどの程度かということでございますが、協働で取り組む範囲を特には決めてはおりません。まず、できるものから少しずつやっていきたいと考えております。ただし、まちづくり基本条例が定まれば、少なくとも町の基本的な計画の策定等は町民の皆さんと協働で行うことになります。

3番目の、第4次総合計画の中で今の行政システムでは町民の行政への参加の要望に対応できないとあるがどういうことかということでございますが、地方分権の進展に伴い、町民と行政が協働してまちづくりを進める必要があります。しかし、現状では、都市計画等の法律や条例で定めのあるものについては町民の参加を求めて策定しましたが、その他の計画等においては町民の参加はすべてに保障されておるとは言えない状況でございます。

4番目の、協働の前提となる情報公開、情報共有についての現行の枠組みがどのように不十分なのかを提示してくれということでございますけども、現状では、情報公開条例や広報「きやま」、ホームページ、出前講座、団体長連絡会などで意見交換を行い、情報提供や共有を行ってまいりました。しかし、町民と行政が協働してまちづくりを進めるためにはさらなる情報の共有を図る必要があり、住民の求める情報と行政からの情報提供を、これからワークショップやパブリックコメント等によりまして双方向交換といいますか、情報の交換、そして共有化していく必要があると思います。

それから5番目の、基本条例を策定し、そのルールに沿って各事業の意思決定がなされて

いくことになるが、従来の行政区やそのほかの委員会等の行政組織とのかかわりはどのように整理されるのかということでございますが、基本的には既存の団体と町政のかかわりを変更する必要はないものと考えております。まちづくり条例では、行政が基本計画等を作成したりする段階で町民と協働で計画策定を行うことになりますが、従来どおり既存の団体との意見交換なりは当然やっていくべきだというふうに思っております。

それから6番目に、特に町職員の意識とスキルアップが必要であるが訓練はどうするかということでございます。御指摘のとおり、本当に大胆な発想の転換が必要となると思います。特に町職員においては意識の改革が必要と考えておりますので、今後職員研修等を行うことにしていきたいと思います。特に、いわゆる研修会というか、一方的な研修会だけじゃなくて、そこから職員が自発的に、研究会なり委員会なりも立ち上げて自分たちでいろいろと考えていこうという、そういうことを仕掛けるといいますか、動機づけができるような、そういう方法を私どもも研究していきたいというふうに思っております。

それから7番目の、ニセコ町は5年以上にわたっていろいろ取り組んできて、それを積み上げて、その実践を積み上げて基本条例を策定したということで、基山町においてもそうしたらというようなことでございますが、これはどちらが先かの議論になろうかと思いますが、ニセコ町では確かに実践をされたことのまとめが基本条例だというようなことになっておるようでございます。しかしながら、基山町としましては、第4次総合計画での協働のまちづくりを進めるという方針に基づいて条例制定を考えており、町民がまちづくりに参画する制度をつくっていく必要があると考えております。条例の中には逐次見直し条項も設けるように、できるようにして考えていきたいと思っております。

それから次、2番目の今後の税収入見通しについての、1の19年度の町税収入は幾らの見込みかと。そのうち町民税、固定資産税、それから総合計画との差ということでございますが、平成19年度の町税収入の見込みでございますが、最終的に確定いたしておりませんので見込みでお答えをさせていただきます。町税収入は総額で約2,454,000千円程度、そのうち町民税は888,000千円、固定資産税は1,226,000千円程度ではないかと見込んでおります。総合計画の実施計画では2,494,000千円でございましたので、その差は約40,000千円程度でございます。

それから2番目に、20年度の町税収入計画と総合計画、実施計画との額が随分違っておるがなぜかということでございますが、これは平成19年度に税源移譲が実施されました。その

際、個人町民税と法人税関係を過大に見積もっていることが主な原因でございます。

3番目の、21年度の税収からの、基山の人口構成から見てどの程度、団塊世代かれこれの要因を考えて21年から23年度の税収見込みはどうかと。これまた総合計画と財政シミュレーションとの差はどうかということでございますけども、団塊の世代の大量退職につきましては、確かに参ることはもう間違いございませんけども、やはり不確定要素も多いために税収を予測することは非常に難しいということで、現段階の実施計画での予測は、これは安易かもしれませんけども、ほぼ横ばいで考えております。

4番目の、この1年で基山町にも企業進出が決定したと。各企業が稼働し始めたときの町税収はどの程度見込めるかということでございますけども、確かに企業が進出しまして、平成20年中に進出した企業については平成21年度より固定資産税の収入があります。また、平成22年度よりは2社の奨励金も発生してくるということでございます。

それから、5番目の自主財源比率でございますが、20年度は学校建設もあり50%に低下したと。中期として目指す自主財源比率は幾らかということでございます。これもなかなか難しい問題でございます。自主財源比率は、事業、繰入金等で率が若干上下もいたします。最近数カ年の中で繰越金が一番少ない平成17年度の一般会計の自主財源率55.20を、とりあえず一応目標に目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

それでは、まちづくりのほうから少し再質問をさせていただきます。

大変、テーマとしてまだこれからというところで非常に難しい内容でありますけども、今 現在の率直な質問をさせていただきます。

第1番目のねらいについてでありますけども、協働のまちづくりでは、行政と町民が同じ立場で情報を共有し、学び、考えて意思決定をし、ともにまちづくりを行うということと理解をしております。そのことはある意味で、行政の仕事の一部またはかなりの部分を基本的に報酬を前提としない町民の皆さんが担うということにもなると。したがって、協働の仕組みによって、多様化する住民のニーズにこたえられる行政サービスが、第1番目のあれでは、結果として低いコストでできるということで聞きました。行政コストの削減もねらいの一つ

ということで確認をしてよろしいのかどうか、お願いします。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、地方分権一括法により相当の業務が町村業務に流れてくると思っております。その中で、今後の10年後を考えた場合、高齢化それから少子化等も将来は考えていかなければならないという観点からいくと、行政がそれをすべて行う部分を住民の皆さんの協力を得てできればという部分もかなり出てくると思っております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

今の件は余り深く追求するつもりありません。ただ、現状の行政コストのまま協働の仕組みがかぶさるということでありますと、サービスはよくなったが時間もかかりコストも上がったという形になりかねんと。結果として低コストを実現するということではなくて、やはり行財政改革と連動させて低コストを実現するという意思が、あるいはその目標が大切だと思いますんで、そのことをあらかじめ御要望申し上げときます。

2番の協働の対象事業であります。回答はできるものから少しずつということであります けども、基本条例を基山町の場合は先に決めるという、定めるということなので、そういく かなというふうに思います。個別のいろんな取り組みの手続条例をつくってから取り組むと いうんだったら別でありますけども、基本条例を決めるということはすべてをルールを決め るということにほとんどなるわけでありますので、やるものからというのを段取りができる のかどうか、そのほうを確認させていただきます。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

協働の部分につきましては、事業協働と政策協働の部分を考えております。事業協働につきましては、県のほうでは、協働化テスト等によりまして公でできるもの、それから民でできるものというその部分をあらわしておりますけども、そういう作業も必要と思っておりま

すが、現段階では、まず今行っておる協働の部分の完成度をもう少し上げていきたいという ふうには思っております。それから、政策協働につきましては、今後まだ作業部会の中でも 審議が進んでいくと思いますけれども、民意を公の場にどれだけ反映できるかというような システムになってくると思います。こういうふうに、町民の方々からこういう政策的なもの について提案がなされるシステムとか、そういうところを構築していかなければならないと 思っております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

ニセコ町においては、まちづくりの重要事業についてはすべて、要は総合計画にうたっとる事業はすべて対象というふうになっておりますし、お隣の福岡県の宗像の条例を見てみましても、市民参加の対象は、税金や使用料などのお金の負担義務以外のことはもうほとんど対象というふうになっております。とりあえず内容は、本当に義務となっとる場合と努力義務、配慮義務ということでいろいろ、中身は千差万別でありますけども、その辺の選考事例について十分研究されておることと思います。とりわけ取り組む範囲とかにつきましては、本来の行政の任務であります医療福祉とか社会基盤づくりのようなものまでということについての話までなったときに、いろいろあろうかと思いますんで、その辺のこれからのいろんな場面場面においては十分な、慎重な判断をお願いをしておきます。

それから、ちょっと後のほうに質問の重点がありますので、最初は少し先に行きます。 1の3と1の4はほぼ同様の質問であるというふうに思いますので、セットで再質問しま

す。

何が不十分かと、現行の枠組みが何が不十分かということであります。現在の基山町の町民と行政を結ぶ、行政システムということになりますけども、最終は行政執行の議決を行う議会というものがありますが、基本的日常生活は、団体長連絡会とか専門委員会とか協議会とか審議会というのがありまして、それらを含めて各行政区が行う運営協議会とか組合会議とか、そういうことを含めて、その中で町民と、基本的には町民と行政が意見を言う仕組みが基本になってるというふうに思っております。基本の枠組みだと思っております。現在基山町には、監査とか選挙管理とか教育委員会とか地方自治上置かなければいけない組織以外に、ざっと48の委員会や協議会、審議会あるいは委員、専門委員という組織があると。それ

ぞれに住民の代表として意見を言い、かつその方針に基づいて活動しとるということになっとると思います。仕組みに参加する町民の皆さんは、ただ一部公募などを除いて、基本的には選挙とか推薦とかというところで選ばれた人たちでありますから、そういう意味では、町民の皆さんからすると間接参加というふうになると思います。

したがって、1の3の中で不十分というところが、参加の度合いが不十分ということについては、今のこの仕組みが、この仕組みでは町民参加が不十分というふうにお考えなのかどうか、その辺のことについてお伺いしたいというふうに思います。

議長(酒井恵明君)

企画政策課課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

民意を公の中にどれだけ反映していくかということにつきましては、今のシステムの中からは審議会とか委員会、そういった組織の中の意見を聞いていくという部分が多く含まれていると思います。それに、今後まちづくり条例の中でも検討していかなければならないのは、別の条例としてまた今後検討していくと思いますけども男女参画条例とか、それから委員会、審議会の中に公募による委員等の数をふやしていくとかという形で民意を反映していかなければならない部分も出てくると思います。しかし、全体として、事業を起こす場合にワークショップとか、それからパブリックコメント等による民意の集約も必要と思います。その集約した部分が委員会、審議会等にどういうふうに反映されていくかというのが重要な部分になってくると考えます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

民意の反映が、今の仕組みではある程度できとるけどできてない分も多いということで、 要は双方向になっていないということでありますか。お願いします。

議長(酒井恵明君)

企画政策課課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

今、システム的に民意を取り入れる形として、やはり女性の意見をもっと入れなさいとい う形でいけば男女参画とかという形の条文等の制定も出てくると思いますけども、先ほど委 員会の中に公募による委員の募集とかという部分については、いろんな町民の方に専門的な 方もおられるという観点も、そういう委員の中に入っていくという形をとっていったほうが より広範囲な意見が聞けるのではないかというふうに考えております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

今の仕組み、それでなぜなおかつまちづくり基本条例というのを制定して、いわゆる別建て、ほぼ別建ての意思決定の仕組みをつくるというふうに私は理解しておりますけども、そういう意味で、基本条例もさることながら、これらの委員会とかが、町が町民の意見聞く場として最大限機能させるということも大切ではないかというふうに思います、今現在のやり方としてですね。メンバーの選定や会議の持ち方、進め方で大きく変わるというふうに思っております。その辺のことも含めて要望申し上げておきます。

まちづくり条例のちょっと本題、5、6、7に入ります。

既存の枠組みとの整理、先ほどの 1、3のことと少し似た感じになりますけども、5番について、基本計画を作成するときに基本的には既存の団体調整とのかかわりは変わりないということであります。回答であります。ただ、基本計画を作成するときに町民と協働で行うということでありますけども、いろいろな事業の、あるいは仕事の基本計画をつくれば、それはその仕事の進め方の大半が決まるということではないでしょうか。そうすることになりますと、いわゆる既存の組織はほとんど決まったことを聞くだけという形になるのではないかと私個人は思いますけども、どうでしょうか。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

5番の質問の中で、最大、行政区の部分が一番今の基山町の行政運営は担っておると思っております。ここを大幅に現段階で変えていくちゅうことには、まだ時間が相当かかると思っております。ただ、先ほどから言っております住民の皆さん方の意見をどういった形で吸い上げていくかというルールをつくっていくことによって、行政区のほうとも今後協議は必要になってくると思っております。そういう観点からして、事務レベル、事務の段階としましては今のシステム自体を大幅に変えるということは考えておりません。これは、まだ策定

部会等の意見等も聞いていきたいと考えております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

大事なとこなんでちょっと具体例を挙げて申し上げますけども、まちづくり基本条例に基づくそれぞれの事業の意思決定というのは、いろいろ勉強させていただきましたけども、基本的に町民の皆さんが自由に参加して自由に意見が言える仕組みの中で意思決定をするというふうに聞いております。そういう中で、一方で行政区、委員会、これ議会もそうですけども、既存の組織は従来型の運営という形になりますと、現場は混乱するんではないかなというふうに、それ一番心配するとこであります。

例えば、まことに卑近な例を挙げて申しわけありませんけども、自由参加型の町民検討会で、例えば基山町挙げて全町内が防犯パトロールをやりましょうと。全地域でやろうとして決めたと、自由参加型の町民検討会でですよ。そのことを地域において徹底するのは、だれがどのようにやるのかと。それは参加した町民がやるんですかと。あるいは、町職員がやるんですかと。行政区長がやるんですか、組合長さんですかと。今、安全のまちづくり推進協議会という組織が別建てでありますけども、その人たちはどうされるんですかと。結果聞くだけですかというふうなことが起こるわけです。この辺のことについて、要は組織が下手すると2つになりかねませんよと。それは仕事が2つになるということになるわけでありまして、そのことについての思いなりがありましたら、このことについて具体的な例も挙げて意見を聞かせていただきたいと思います。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

一例として防犯パトロール等を挙げていただきましたけれども、CSO、それなりまたNPO、それぞれの活動団体を持っておられると思います、自治会自体もNPOの一部として存在するわけですけども。そういった団体から行政全般的に、防犯パトロールで言えば、本当に行政が隅々まで安全な、安心なまちづくりに対して防犯パトロールが徹底なされるかというのは、またそこまで行政としては取り組めないと思っております。そういうものをそれぞれのNPOとか団体、そういった団体がこういう事業に取り組んでいきたいというような

提案の中で進められ、そういう部分も協働の一つと考えておりまして、そういう参画することによって事業が進む、行政の一つの手助けとなっていくような部分も今後ルール的につくっていかなければならないと思っております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

まだこれからやろうとしとることを質問のテーマにしましたんで、回答も難しいということは理解できます。ただ、私言いたいことは、新しい仕組みと既存の仕組みを整理しないまま条例という本当の大原則の枠組みを先につくるということに、非常に現場の混乱というのを心配するわけであります。実際に、ニセコ町やこの間来られた木佐先生も、やっぱり自治会やコミュニティーの扱いは非常に苦慮されておると。課題となっとると。実際にやってるところはその辺のことが大きな、宗像市でも行政区を廃止したりということにもなっておるわけでありまして、その辺のことを、条例という枠組みを先につくるということについての危惧を非常にしておりまして、改めてそのことの課題の認識を執行部の皆さんにお願いを申し上げたいと思います。

続いて6番目、いわゆる直接参加型、直接民主主義、存在意義ということであります。いつでもどこでも自由に参加できる意思決定の仕組みというのは、私は基本的には直接民主主義に近い行政システムというふうに思っております。その認識について、このことはぜひ町長に、この認識についてですね。そのことをあえて意識してやろうとしてるかどうかも含めて確認をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

この基本条例をつくるということは住民の自由な参加によるというような、それは確かに そうでございますけども、だからといってそれがすべて直接民主主義というわけではないと 思います。私は、やはりちゃんとした議会があって、そして住民があってというような、そ れから行政区もしかりでございますけども、そういうのはしっかりやっぱり、それがやっぱ リーつのルールではなかろうかと。そのルールの中にやはりそれを組み入れていく、そうい うルールづくりが必要だというふうに思っております。しがたいまして、先ほどの、前に戻 るんですけども、決して行政区、議会もそうですけども、行政区とか今までの従来の委員会などが自由参加の意思決定と対立、対峙するものでは決してないというふうに思っております。したがいまして、繰り返しますけども、そこのとこのルールづくりを、やっぱりこれをしっかりこの条例の中でうたっていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

一定のルールの中でということで、思いを確認させていただきました。私、なぜこの質問をちょっとしつこくやるかでありますけども、1回目の説明で申し上げた、質問書にはちょっと表現はしておりませんでしたが、町職員、それから行政区、我々議員も含めて、存在意義を問われるくらいの大きなものであるというふうに私は思っております。個人の一方的な思いかもしれませんが、お聞きください。

まず、町職員の皆さんは、みずからの仕事の一部を、またはかなりの部分を、基本的には 報酬を前提としない町民の皆さんがすることになると。したがって、本当にみずからが選ば れたまちづくりのプロとして町民をリードできる資質が求められると。これ、ニセコ町のこ の本にもこのことがしっかり書いておるわけです。コンサルタントに頼めば済むという仕事 のレベルでは通用しなくなるということがあるかと思います。それから、行政区や各委員の 皆さんも、先ほど申し上げましたように、それぞれの事業の意思決定の場面に参加したか参 加しないかによって、それぞれの皆さんの責任の重みとか任務の範囲とかが大きく変わって しまうんじゃないかということであります。

それから、我々議員について、あえて個人的な見解ということでお聞きください。議会は本来、住民の代表として町民の意思を、基山町の意思を決定するという重大な任務があります。ただ、協働のまちづくりの取り組みによって町民の意思が強く入った決定事項に、議会として、あるいは議員として反対ができるはずもないと。ほとんどが決まったことを粛々と議決するだけになるんではないかと。極論ですよ。そういう意味では、議会はもうチェックと監査機能しか残らんかなというふうに思っております。私は、この協働のまちづくり基本条例の話は、中身によりますけども、それくらい大きな意味を持ってるという認識が執行部の皆さんにあるのかどうか。その辺のことについて、ぜひことのことはちょっと町長に思いを聞かせていただきます。よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

それこそこれからのまちづくりというのは、やはり住民主体の、住民参加のというような、これは私はもう基本だというふうに思っております。したがいまして、住民の皆様方もやはり町政を考えていただく。それには、それなりのやはり知識も持っていただきたいし、視野も持っていただきたいし、それから財政も考えていただきたいし、そういうことをお願いをしたいなというふうに、これは勝手な言い方かもしれませんけども、そういうことも思っております。そしてまた、まして職員は、やはり本当に公僕だという認識のもとに、住民のために働くんだというような、この強い意識を持たなきゃいかんというふうに思っております。そしてまた、片や公務員としての職責、役目もしっかりと果たさなければいけないというふうに考えます。それが何であるかということは、やはり公正であり、間違ってはいけません、それから公平でなければいけないというようなこと。それから、全体を見なければいけない。そして、将来の財政もしっかりと考えていかなきゃいかんと。こういう、自分たちにはそういう大きい責務があるんだということ、これを意識づけるというか、持つというか、それを誇りとするような、そういう職員でなければいけないというふうに思います。

ここで議員さん方の議会にいろいろ言うのはどうかと思いますけども、議員さん方もやっぱり町民の皆さん方の代表であるというような意識も持っていただきたいし、それなりの働きもお願いしたいと。それが本当に3者一体になったときが、まちづくり基本条例というものが、本当にしっかりしたものができ上がっていくのかなあと。なかなか難しいのかもわかりませんけども、そういうふうな私の一種の夢を描いております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

思いを聞かせていただきました。この項目の最後ですが、自由参加型の意見を取りまとめるというのは、もう大変な仕事なんですよね。コンサルタントとか外部委託の体質ではちょっとできない。ニセコ町では、1人1年間に100千円の研修費用を計上してる、職員の皆さんにですね。徹底して職員さんのスキルアップに取り組んでると。基山町の、ひいて研修予算は20年度で1,130千円でありますから、総額でですね。1人10千円も満たないと。研修の

金額多ければいいということじゃありませんけども、それぐらいの覚悟はないとできるレベルではないということについて意見を申し上げときます。

ちょっと時間がありますので、最後に1の7、最後のやり方、進め方であります。基山町の進め方を確認させていただきました。先例にとらわれずに基山町らしい進め方をお願いしたい。基山と、例えばモデルになってるニセコでは、もともと基礎的要件が全く違うと思うんです。基山の9倍の広さ、鳥栖市と三養基郡と吉野ヶ里全部合わせたぐらいの広さの中に人口が4,600人、基山の4分の1。それを90人の職員さんでカバーしとると。鳥栖市、三養基郡、吉野ヶ里、全町を90人の職員さんでカバーしてると。当然、自主財源は24%しかないと。これは、もうやっぱり町の仕組みを根本的に変えないといけないという事情が私はあったというふうに思います。

一方で基山は、冒頭に申し上げたようにコンパクトで素早い行政が可能と。今からでも、例えば町民の関心の高い事業について、自由参加型の町民検討会やってみる、とりあえずやってみるということもできるのではないかというふうに思いました。例えば、この庁舎の活用をどうしようかとか、先ほどの図書館をどうするかとか、循環バスをどうするかとか、まちづくり基金の活用をどうしようと。そういう具体的なレベルで実務のレベルを積み上げる、実践のレベルを積み上げていくということも大切ではないかなというふうに思います。その辺のことについてよろしくお願い申し上げます。民間の企業においても、大きな改革をやる場合は必ず数年前から地域限定とかでトライアルをやっております。また、他地区のとか他社の成功事例をまねるだけでは絶対成功しません。なぜ成功しないかというと、成功までの本当の苦労が全然わかってないからであります。こういうことをくれぐれも御認識をしておいていただきたいと思います。

この協働のまちづくりの基本条例の問題は、私はいずれ、時期はわかりませんけども、議会として審議し、個人的には厳しい選択を迫られるという場面が来るのではないかというふうに思っております。そのときに議論すればよいことでありますけども、事が町の運営方法の根幹にかかわる部分でありましたので、少ししつこくこの時点で質問をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。これで第1の質問を終わります。

続きまして、町税収入についてであります。 1 番目の19年度の見通しについてはそれで結構であります。 3 月の補正より15,000千円程度ふえたということであります。ただ、これ町 民税888,000千円というのは個人のみの数字だと思いますけども、法人も入れた町民税は幾 らでありましょうか。ちょっとその件だけ確認させてください。

議長(酒井恵明君)

税務住民課長。

税務住民課長(安永靖文君)(登壇)

この888,000千円は個人の分でございますけども、法人を合わせますと、法人税が一応見込みといたしまして192,000千円程度を見込んでおります。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

わかりました。ほぼ予定どおりということであります。総合計画との差については、2項目との関係がありますのでその中で質問します。

2番目の20年度の税収の見込みが総合計画との違い、過大に見積もったというふうに言われておりますけども、何を過大に見積もったのか。納税者の課税対象額を過大にしたのか、あるいは納税者数を過大にしたのか、その辺のこと。それから、20年度はこれ当初計画でありますから、185,000千円という違いは大きいというのわかりますが、その徴収率をあえて95から98に見込んだとしても130,000千円も少ないと、実施計画からですね。これ、実施計画の見込みが先ほど言いましたように甘いのか、後で述べる税収構造等の変化がじわじわと来てるんじゃないかと私は個人的に思いますけども、その辺について税務住民課長いかがでしょうか。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

先ほどの町民税の中では、法人税を除いた分の町民税の部分が過大に、税源移譲の部分でちょっと過大に見ておったということです。それから、当初予算と実施計画が185,000千円の差ということですけれども、今度税収の見込みを98にした場合、議員130,000千円と言われましたけれども、町民税と固定資産税を98%という見込みでいたしますと74,000千円と思っておりますけれども。

失礼しました。町民税については、納税者のほうを過大に見ておったということです。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

ちょっと数字の確認は、私の計算が間違ってるのか、3%程度の徴収率のアップでは五、 六千万円ぐらいにしかならんと思いますけども、またこのことについては確認します。

きょうの質問の一番ポイントの3番に移らさせていただきます。

団塊の世代の大量退職では不確定要素が多いということで、現段階では実施計画ではずっと横ばいで組むということを聞きました。それで果たしていいんでしょうかということであります。私なりに調べましたけども、基山町の本年の3月末時点での人口統計によりますと、3月末時点で60歳、59歳、58歳の方、この方がいわゆる19年退職、20年退職、21年退職の、基本的には60歳で退職するとすればですね、団塊の世代であります。この方が男性で517人、女性で520人おられます。そこから後、また57歳、56歳、55歳という形になりますと、さらに同じように500名近くおると。合計でこの6年間で1,000名以上の方が、いわば現役から一たん退くと。で、単純に19年から21年退職と見たときに、男子の皆さん、もちろん皆さんが勤めとるわけじゃないし、いろいろありますけども、商売しとる人もたくさんありますから。すべてでありますけども、男子に限っても517人という。で、この方が、かなりの方が21年からまともに町税としては影響を受けるはずであります。こういう数字からある程度推計ができないのか。町税収入の半分を占める部分の数年先もちょっと見通しとして立てられないのか。その辺のことについてお伺いいたします。

議長(酒井恵明君)

税務住民課長。

税務住民課長(安永靖文君)(登壇)

御質問の内容は、俗に言う団塊の世代ということだと思います。実は、団塊の世代と申しますと、全国的に申しますと、これは堺屋太一氏が書かれた団塊の世代という本からとられたことというふうに聞いております。この中で定義づけられておりますのが、昭和22年、23年、24年生まれの方を総称して団塊の世代というふうに申すようでございます。

で、実際問題といたしまして、昭和22年の方は一応もう定年退職なされております。もう 始まっております。ここで、町民税の17年から19年までの決算見込みまで個人の分を考えて みますと、17年が678,000千円、決算でですね。18年が729,000千円、で19年が888,000千円 になっております。その888,000千円の中に税源移譲、要するに6%、住民税が10%で町民税が6、県民税が4と、こういうことで税源移譲受けた分を、これは昨年の交付税時に算定を、交付税のとき一緒になされております。この分が120,000千円程度になっております。そうなりますと、その分を引きましても町民税自体はふえてるという状況になってきております。ただ、先ほど議員おっしゃいましたように、年収7,000千円、8,000千円、多い人は10,000千円以上もございます。その中でいかれましても、やめられて年金をもらわれたりとか、個人年金いろいろございますので、満額その分が町民税が減額になるというふうな状況にはなっておりません。

今、私どものほうも22年以降の方をちょっと調査をしたいというふうに考えておりますけども、なかなかそこまで現在至っておりません。ただ、先ほど言われましたように、22年、5月1日現在で60歳ですから、ことし61歳になられる方が男の方が151名、60歳になられる方が192名、59歳になられる方が173名、58歳が183名、57歳が169名ということで、ちょっと日本全国の人口のレベルと比べると、町としては少しずつおくれてきてるような状況かなというふうに思っております。ちなみに、今現在62歳の方は73名しかおられません、男の方でですね。ということで、ちょうどけやき台あたりの転入時期、それから住宅等の転入時期もそこ重なってるのかなというふうに考えておりますけども、俗に言う団塊の世代とはちょっと若干おくれぎみで、基山町の構造としてはおくれぎみかなというふうに考えておりますので、先ほど言われましたように、その分の調査も今後は十分進めながら税収見込み等も考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

町民税に対する影響は翌々年度から基本的には発生する。退職の翌年までは退職時の収入がありますんで、したがってそういう意味で、私は21年度から、来年度から本格的な影響が出てくるんではないかというふうに申し上げております。

で、これは単純に私の勝手な試算でありますけども、20年度の個人住民税の課税有資格者 1人当たりの課税、1人当たりの課税額が122千円というふうに予算資料で見させていただ きました。これを単純に517名全部という仮定をしますと、23年度では63,000千円の影響が 出ると。ただ、これらの方は、失礼な話ですけども、58から60とかという方はやっぱりやめる直前には非常にいいレベルに達しておるということもありますんで、課税ランク4,000千円以上の平均課税額で見ると1人当たり373千円の納税額になってると。それで計算しますと、極端に言うと23年度には192,000千円も影響が出てくると。これは、先ほどありました再就職や年金からの徴収というのは考慮してません、実際もっと影響少ないと思いますけども、いずれにしろ、先ほど税務住民課長が申し上げましたように、やっぱりきちっとその辺のことをシミュレーションして推計して、少なくとも総合計画の実施計画のレベルではそういう推計もきちっと入ってると。横ばいでということではなくて、ぜひその辺のシビアな税収見通しをするべきだと思います。甘い予測ではやっぱり行財政改革も進まんということになりますんで、ぜひその辺のことをよろしくお願い申し上げときます。

それから、4点目の企業進出に伴いまして、これは具体的な金額等は言いにくいということで理解をします。その辺のことについて、で、この点ちょっと確認でありますけども、企業進出について、税収がふえると交付金が減るというふうな話も一部でちょっと聞きましたけども、これ実際にそう、例えば企業進出で、極端に言えば1億円税収がふえましたと、固定資産税とか法人税で。20年度、659,000千円の交付金というのは減る、最終的には基準財政収入額がふえるという形になりますから1億円減っちゃうのか。その辺のことについて、ちょっと極端には。よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

税務住民課長。

税務住民課長(安永靖文君)(登壇)

税収がふえます、例えば1億円、先ほど言われましたように1億円固定資産税がふえるとなってくると、基準財政収入額に組み込まれる額、これは税収の75%はその町の収入ということになりまして、75,000千円。例えば、基準財政需要額が10億円ありまして税収が1億円ですね。後で、75%ですから75,000千円引きますので、その分はその10億円から引きますよということになります。ですから、25%は自由に使えるというふうになりますけども、75%は需要額から引きますと。ですから、その差額しか交付税にはなりませんということになっております。ですから、その算定基礎にはなります。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

75%も算定されるということ、ちょっとびっくり、3割ぐらいかなというふうに思っておりましたけども。それだと、ふえれば交付金が減るし、収入が減れば逆に交付金がふえると。何とも民間企業ではちょっと信じられんぐらいの、そういう意味で甘い行政システムにならんように、ぜひくれぐれもシビアな行政運営をよろしくお願い申し上げます。

時間も来ましたんで、最後に自主財源比率について、強い目標を聞かせていただきました。 私も同感であります。基金からの繰り入れの一番少なかった17年度、55%を目指すということであります。17年は基金からの繰り入れを除いても自主財源比率は54に、本当の自前で54もあるという、取り崩しなしでですね。本年度は逆に形上は49.5という形になっておりますけども、基金の繰り入れ395,000千円というのが入っておりますから、実際は、実力上は43%の自主財源にしかならんと。そういう視点で見ていただいてるということについて頼もしく思いました。基山の大きな強みはやっぱり自主財源を持っておるという、企業で言えば自己資本比率が50%をいつも超えとるということと同じだというふうに思いますんで、ぜひ常時やっぱり実質で50%を超えるという目標について、確保するということについて心がけていただきたいなというふうに思います。そのことが、やっぱり本当に単独で生きていく以上、長い目で見た後の世代への責任だというふうに思いますので、どうかよろしく力強い行政、財政運営をお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(酒井恵明君)

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

~午前11時59分 休憩~

~午後1時 再開~

議長(酒井恵明君)

会議を再開し、これより松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

日本共産党議員団の松石信男でございます。私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について町長に質問を行いたいと思います。

質問の第1は、地域農業や農地をどう守るのか。基山町農業の現状、課題、振興策についてお伺いをいたします。

こんな米価ではつくる人がおらんごとなる。安全な国産が欲しいのに輸入品ばっかり。農業にもっと頑張ってもらわんと。こんな声が町民の中から聞こえてまいります。今、日本の食料と農業は、農家の収入が大幅に減り、農業が困難になってきています。食料自給率は世界の中でも異常な39%まで低下してしまいました。耕作放棄地は埼玉県の総面積に相当し、農業する人の45%は70歳以上という高齢化が進んでいます。これは、米価暴落を野放しにして、競争力がないからと中小農家を切り捨てて、アメリカや財界の言いなりに国民の食料を限りなく外国に依存してきた歴代政府の農政の結果ではないでしょうか。

その上、一層問題なのが、世界の食料自給のかってない逼迫であります。この数カ月、輸入穀物を原材料とする食品や飼料が次々と値上がりをいたしました。中国製冷凍ギョーザ中毒事件もありまして、食の海外依存の危うさが明らかになりました。雑誌、週刊エコノミストは、日本が飢え死にするという特集を組んで、日本の食料自給率がカロリーベースで39%までに落ち込み、6割以上を外国に頼っていることがいかに危険かと書きました。世界的に地球温暖化による農業生産の不安定や人口の増加による食料の逼迫も起こっており、金さえ出せば幾らでも食料は買える時代は終わったと言われております。

今、多くの人が安全な国産農産物を求め、農政の見直しを願う声が本当に大きくなってきてると思います。私は、安心できる食料は日本の大地から、こういう立場で食料自給率の引き上げに本気になることが、今こそ政治の責任ではないかと思います。私は、こういう基本的な立場に立ちまして、基山町の農業や農地をどう守るのか。基山町農業の振興についてはさまざまな課題がありますが、基山町の第4次総合計画の基本計画で述べられた豊かさを感じる農林業の振興なども踏まえまして、4つの課題について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず1つ目の基本的な質問ですが、1日3食のうち1食余りしか自給できない状況、食の 安全に対する不安、食料自給率の低下について町長はどのように考えておられるのか、御見 解をお聞かせ願いたいと思います。

2つ目に、遊休農地の活用、耕作放棄地の減少、中山間地域の農業を守るための対策についてお伺いをいたします。

まず1つ目に、遊休農地の活用状況と耕作放棄地の現状はどのようになっておりましょう

か。

2 つ目に、町内にある体験農園の現状と規模拡大についてどのように考えておられるので しょうか。

3つ目ですが、中山間地域で耕作放棄防止のために取り組む集落6地区に交付金が出ておりますが、現状と適用地域を広げる必要はないのかどうか。

4つ目に、最近ふえておりますイノシシ被害から農産物を守る対策としての電気牧さくや 箱縄などとともに、ワイヤメッシュによる防護さくの年次計画による設置を検討してみては どうかというふうに思います。

大きな3つ目に、地元農産物の地産地消、食育推進、元気な農業を目指しての学校給食への地元農産物の導入、農産物直売所の設置についてお伺いをいたします。

農産物直売所設置に向けての現状と課題、開所の見通しはどうなのか。また、設置に対しまして町はどういう支援策を検討されているのか。

次に、共同調理場の建設による3校の学校給食が来年度から始まりますが、米を初め地元 農産物の導入について関係者による検討状況はどうなのかお聞きをいたしたいと思います。

4つ目に、担い手農家の育成、認定農業者や新規就農者への支援、3つの共同乾燥場、集落営農などの生産組織に対する支援についてお伺いをいたします。

耕作放棄地を防ぎ、農地を守るためには農業の担い手を確保、拡大することが必要なことは、第4次総合計画の中でも述べられているとおりであります。今、農業従事者の高齢化が進む中で、だれが食料生産と農村を担うかという問題は、単に農家だけの問題ではなく、消費者をも含め地域全体で真剣に取り組むべき課題ではないでしょうか。今、町内の畜産農家では、世界的な飼料穀物の値上がりでえさ代が1.5倍も高くなり、また原油の異常な高騰などにより灯油代の値上がりで共同乾燥場の経営が圧迫されています。このような状況の中で、担い手農家や認定農業者、新規就農者への援助、各生産組織に対する支援事業とは何があるのか、具体的な説明を求めたいと思います。

質問の第2は、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

ことしの4月から始まりました後期高齢者医療制度について、今町民の中から、年寄りは早く死ねということなのか、年金からこんなに保険料を取られたら年金がますます少なくなるなど、怒りや不安の声が上がっています。全国の市町村の窓口では問い合わせや抗議の声が殺到し、基山町役場にも4月1日から17日の間で230件もの問い合わせがあったと報道さ

れています。75歳という年齢だけで今まで入っていた国保や被用者保険から追い出され、保 険料は年金から天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。健康診断から外来、 入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられる。こんなひどい制度 はないというふうに思います。

しかも、時がたてばたつほど、負担も高齢者への差別医療もどんどん悪くなっていくようになっています。今、政府・与党は、国民の批判を受けて説明不足だったとか見直しの検討をしておりますが、平成のうば捨て山とも言われますこの制度の問題は、制度の一部の見直しなどで解決できるものではないと私は思います。私はこの間、後期高齢者医療制度の問題につきましては昨年9月議会の一般質問で取り上げ、12月議会では後期高齢者医療制度の中止、撤回を求める意見書の提出を行い、議論をしてまいりました。今回は、町民の皆さんから出されております疑問や質問を紹介し、後期高齢者医療制度についての納得いく説明と御見解をお聞きしたいと思います。

まず1つ目の質問ですが、後期高齢者医療制度の目的についてお聞きをいたします。

どうして75歳以上だけ、それまで加入していた国保や組合健保を脱退させて別枠の後期高齢者だけの独立保険として囲い込む必要があるのかという声があります。御説明を求めたいと思います。

2つ目に、保険料についてお尋ねをいたします。

4月15日、年金から天引きされました保険料を見た高齢者から、驚きと怒りの声が出されました。そこで、佐賀県広域連合の年間保険料額と無収入の人の保険料はどうなるのか。また、保険料は2年ごと改定されますが、保険料の値上げはあるのかどうか御説明をお願いをいたします。

3つ目に、75歳以上の人の医療内容が変わりました。75歳を越えたというだけで、病気の 予防から外来、入院、終末期まで後期高齢者の医療を差別、制限していくとの指摘がされて おりますが、具体的にどのように変わるのか御説明をお願いします。

最後ですが、障害者で65歳から74歳の人の場合、これは寝たきりや人工透析者なども含みますが、後期高齢者医療制度に加入するか、また今までのように国保に加入を続けるかは本人の判断となります。後期高齢者医療制度に加入すると保険料や医療内容が変わるため、障害者の人は難しい判断が必要と言われておりますが、65歳から74歳で対象となる障害者等で後期高齢者医療制度への加入状況はどうなのか。人数でお答えいただきたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

松石議員の御質問にお答えいたします。

まず、1の基山町農業の振興についてということ。その(1)食の安全に対する不安、食料自給率低下についての見解を問うということでございますけども、議員もおっしゃったように、昨年から相次ぐ食品偽装や賞味期限改ざん、中国製ギョーザ事件など、食の安全について国民の不安が頂点に達しております。自給率40%を下回る我が国において、輸入食品の管理等国民全体の生命を守る食の安全確保については、食品安全基本法にも国の責務として位置づけているように、その責任が問われるわけでございます。今回の事件から本格化してきた食の安全への取り組みについては、国も消費者重視の対策に乗り出しております。そして、住民に一番身近な自治体である町は、消費者が何を求めているか、国への情報提供など消費者行政のより一層の強化を図り、食の安全・安心に努めるべきと思っております。

また、今回の事件から改めて日本の自給率の低さ、39%を実感し、食料自給率を高めようという声が上がっております。なるべく地場産のものを選ぶなど、生産者等の顔の見える関係をつくり出すことも必要と思いますし、一人一人の買う行動で自給率を高め、安全な食料の確保につながるのではないかと思っております。

次、(2)の遊休農地の活用、耕作放棄地の減少、中山間地の農業ということでございます。 アの遊休農地の活用状況と耕作放棄地の現状はということでございます。遊休農地の活用に つきましては、まず農業委員や鳥栖基山農業公社を通じ、利用権設定を行い、農地活用をし ていただくように努めております。平成19年度で5反程度でございますが、3反は利用権設 定や農業委員の働きかけで解消をしております。今後も解消に向けてなお働きかけをしてま いります。

また、耕作放棄地の現状と地域、面積等につきましては、2005年実施の農業センサスで面積が9.3haとなっております。全国的に耕作放棄地解消対策のため、国も耕作放棄地ゼロを目指し、本年度以降各市町での詳細調査や解決のための取り組みの推進を行うこととしております。本町においても、平成19年度、農業委員による農地パトロールの実施をお願いし、耕作放棄地の現状把握を行うべく調査を行いました。結果は、雑木、原野等の復元の見込み

がないものも多数あるようです。本年度、再度確認調査をしていただく予定となっております。

イの体験農園の現状と規模拡大についてということでございます。体験農園の現状につきましては、大字小倉字倉野に2,652㎡、61区画、1区画約25㎡、年間4千円で貸し出しております。このほか、農協が3カ所ほどあっせんをしております。

次に、規模拡大のお尋ねでありますが、規模拡大は現在のところ考えておりませんが、市 民農園的なもののあっせんなり取り次ぎは行っていきたいと思っております。

ウの、中山間地域等直接支払交付金事業が6地区あるが現状と適用地拡大についてということでございます。まず、現状でございますが、6地区、74戸、27万3,223㎡で取り組みしていただいておりますが、今後の適用拡大につきましては、山間地域で希望などがありましたら県と協議してまいりたいと思っております。

エのイノシシ被害防止策としての防護さく設置の検討ということです。防護さくを地域で 設置したい話がございましたら、補助などの問題もありますので十分協議はしていきたいと 思います。

それから、(3)の地産地消、食育推進のための農産物直売所設置と学校給食への地元農産物導入についてでございます。アの直売所設置の現状と課題、開所の見通し、町の支援策は何かということでございます。設立準備委員会の加入者が現在40名と少なく、農産物を十分そろえることができるかなどの課題がございます。また、開所の見通しでありますが、現在のところは、農業者の方々の意向もございましてバイパス料金所跡地の建物、借地の方向で関係者と協議を行っております。

イの給食への地元農産物導入の検討状況ということですが、学校給食への地元農産物の導入については現在検討中でございます。この後、納入組合、生産者、農協などとの話し合いを進めてまいります。導入の品目としましては、米については問題ないとは思いますが、野菜、果物についてはこれまでの実績から一部の品目に限られるものと思います。

(4)の担い手農家の育成、認定農業者、新規就農者支援、3つの共同乾燥場、集落営農への支援事業とは何があるかということでございますが、基山町では平成18年11月に3つの集落営農組織ができておりますので、今後の基山町の農業の担い手として位置づけしておりますし、運営など支援してまいりたいと思っております。次に、新規就農者につきましては、低利の融資なり、事業によりましては県の補助がありますので、今後とも相談に乗っていき

たいと考えております。

大きな2の後期高齢者医療制度についてでございます。(1)後期高齢者医療制度の目的とは何かということでございます。これは、一つには医療費負担の明確化ということ。高齢者の急速な進展に伴い、増大する高齢者の医療費を社会全体で支えるため、現役世代と高齢世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度になっておるということです。次に、高齢者の特性に応じた医療ということで、75歳以上の高齢者について、その心身の特性や生活実態などを踏まえた医療サービスを行うということです。それからもう一つは、財政運営の安定化ということ。制度の運営を県単位で行うことにより財政の安定化が図られるということでございます。

それから、(2)の保険料について、アの年間保険料額は幾らかということですが、年間 1 人当たり平均額65,092円を設定をしております。

イの無収入の人からの保険料徴収はあるかということでございますが、保険料につきましては、均等割47,400円と所得割8.8%の税率での合計額が保険料として個人単位で計算されます。しかし、所得の低い方は7割、5割、2割の軽減措置があり、それに基づいて計算された額が徴収額になります。したがいまして、無収入の方でも均等割については賦課されるということになります。

ウの保険料の値上げはあるのかということですが、保険料は、佐賀県内後期高齢者の2年間の医療給付費、総医療費から自己負担額を除いた額の1割を加入者全体で賄えるように算定しております。そのために、来年度は同じ条件であれば同じ保険料になりますが、平成22年度は医療給付費の動向によって見直しが行われるものでございます。

それから、(3)の医療内容は今までとどう変わるかということ。予防、外来、入院、終末期医療についてということでございます。今までと同じ医療を受けることができます。加えて、医療関係職種が連携して多様できめ細かな訪問医療の提供、急に病状が悪化した場合に病状をよくわかっている病院に入院できること等の充実が図られます。

それから、(4)の65歳から74歳で対象となる障害者等の後期高齢者医療制度への加入状況 はということでございますが、老人保健制度時の86名から、後期高齢者医療制度は68名の方 が加入をされております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

それでは、2回目以降の質問に移りたいと思います。

第1回目の質問の中で食料自給率の低下についてお聞きをしたわけでございます。今、全体的に、食料自給率の低下についてはこのままでいいのかということの議論が沸き起こってるんではないかというふうに思います。農業問題については、もう御存じのとおり、ただ単に食料だけじゃなくて、本当に環境を保全するという役割があるというのはもうもちろんのことでございますが、本当に今、金さえ出せば外国から安く買えばいいじゃないかと。だから、農業に予算を振り向けるのはもう無駄なことだというような、やはり今までのような考え方ちゅうのは、私は当然もうこの際やはり改めていく必要があるというふうに思うわけですけれども、町長が、まずこの基山町で自給率を向上すると、高めるためにもっと力を入れていくということが私は必要だというふうに思います。そして、本当に農業というのは、食料の問題でありますし私たち国民の命の問題でもありますので、やはり最も大事な基幹産業と。こういうやはり位置づけが私は大事だというふうに思っておりますけれども、食料自給率の低下も含めまして、再度町長のその辺の率直な御見解をお聞きしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

先ほども申しますように、本当に私自身としましても、食料自給率、これは何とかしなきゃいかんということでございます。したがいまして、全国的な問題もございますけども、基山町としてもそれは本当に真剣に取り組まなきゃいかんということでございます。いろんな方策かれこれも考えられますでしょうけども、やはり食育といいますか、食物を大切にするということ、これがやっぱり本当に大事なことではなかろうかと。食べ残しがいかに多いかというようなことはもう全国的に言われておりますけども、この辺の問題。それから、食事の内容といいますか、これは偏った言い方はどうかと思いますけども、米を主体とした日本的な食事をやっぱりもう少し普及させるべきだろうということ。この辺が大きなポイントにはなろうかと思います。そういう教育というか、そういう食育を進めていくというようなことでかなりの自給率アップにはなろうかと思いますので、そういうことにもまた取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

基山町でもやはり食料自給率を高めるために頑張っていくというふうなことをおっしゃっていただきました。そういう立場でぜひともやっていただきたいというふうに思っております。

それで、時間もそんなありませんので幾らかはしょって伺いたいと思います。

次に、耕作放棄地の解消の問題でイノシシの被害対策についてお伺いいたしたいと思います。

今、答弁の中では、そういう設置したいという地域があるならば、補助金などの問題もあるので協議していきたいという前向きの答弁をいただけたと思いますが、補助金ですけれども、設置に対しての補助金の割合、これはどのようになってますか。受益者負担も含めまして説明をお願いします。

議長(酒井恵明君)

農林環境課長。

農林環境課長(吉浦茂樹君)(登壇)

それでは、私のほうから、イノシシの防護さくっていうか、被害対策をやった場合の補助の割合ということでございますが、これにつきましては、国のほうが現在のところ2分の1、地域で取り組んでいただくということを対象にやっております。そういうことで、もし基山町でも地域でやってみたいという話がございますならば、県とも話を進めてまいりたいと思います。現在のところは神埼市、それから唐津市、それから武雄市が手を挙げて、20年度にやりたいということで話を聞いております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

イノシシの被害対策、イノシシの問題につきましては、非常に町内の農業者の方から何とかしてほしいということで声が出されておるわけです。同僚議員の方も何回もこの件については質問もされてきたというふうに思っています。それで、国ももちろんこれに対しまして

鳥獣被害防止特別措置法というのを昨年の国会でつくりまして、ことしの2月からこれは施行になってると。そういう関係で補助金も出すという、費用の半分は国が持ちますよという格好になっただろうと思います。で、設置者ちゅうか受益者の負担は2割ということであります。

それで、この件で地元の農業者の方と、防護さくですね、ワイヤメッシュという金網でございますが、それで、今この事業に取り組んでおる神埼市の脊振町のほうに視察に行かせていただきました。それで、非常に、やり方としては集落全体を本当に金網で囲ってると。で、人間も入れないと。人間も、門といいますか、そこをあけないと入れないということで、イノシシも一匹も入れないというふうな、そういうつくり方でございます。もちろん、イノシシは下をくぐってほがしていくということもあるということで、その辺も考えて地面の下まで差しているということで、非常に効果が、3年事業で取り組んでるということですけれども、効果が出てきてると。最終的には、21年度ぐらいになればきちっとした効果がわかるんじゃないかというふうなことも言われてますが、既に効果が見えているということです。

で、御存じのとおり、電気牧さくとか箱縄で今やられてます。もちろん、これも全然効果がないというわけじゃないんですけれども、やっぱどうしてもこれじゃ防ぎ切れないということで新たな防護さくというのが取り組まれているわけですが、この費用の問題ですね。問題は費用の問題だろうと思うんですね。で、20%ということで負担をしなければいけないわけですが、これ聞いてみますと、そのお金は何から捻出してきてるかといいますと、自己負担じゃないわけですね。自己負担は一銭もされてないと。ほんなら何からかといいますと、先ほど聞きましたのに、中山間地直接支払制度で基山でも6地区に今年度予算で4,730千円出ております。それを活用してそれを充ててるということですので、私はこういうふうなやり方をすれば農業者の方も自己負担なしにできるんじゃないかと。で、今、小松なんか見てみますと、もうトタンでずうっとやってあるとか、もちろん箱縄とかしてありますけど、とれるイノシシはもう数頭という形ですので、こういう形でつくっていけばできるんじゃないかなというふうに思いますが、相談したいということですけど、その辺の御見解お聞きしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

農林環境課長。

農林環境課長(吉浦茂樹君)(登壇)

ただいまの電気牧さくの補助っていうか、これに対する見解ですが、確かに中山間地直接 支払制度ということで基山の場合6地区やっていただいてます。ワイヤメッシュにつきまし ては、確かに効果があると思います。そういうことで、地域で取り組んでいただくというこ とでありますならば当然検討の余地はあると思いますし、小松のほうで、個人的ですけども、 1人の方が自分の農地をワイヤメッシュというか、それで囲んであるとこがあります。これ については、先ほども申し上げましたけども、関係者の皆さんと十分協議して、とにかく地 域で取り組んでいただかないと効果がございませんので、その点でこれからも十分協議して まいりたいと思います。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

よろしくその辺をお願いしたいと思います。ぜひともイノシシ被害を、本当これはもう何回も言われてますように、ただ単に食べられる、荒らされるということじゃなくて、最大の問題は、やはりもうやる気をなくすというのが最大の私は問題だというふうに思います。

次ですけれども、直売所設置についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、最大の課題というのはやはり農産物を十分に供給できるのかと。これが四十数名の今委員の方ちゅうか、設立準備委員の方が加入されて今いろいろ準備されてるけども、その辺が最大の課題ではないのかと。で、場所については何とかなりそうだというふうな感じもしたわけでありますが、関係者の方からいろいろお聞きもしました。ぜひともつくりたいというふうなことで、そういう熱意も感じましたけれども、やはり私はこの件については、もちろん関係者の方が本当に頑張っていただくと。これがもう一番先決だろうと私は常日ごろ思っております。ただ、町としてもその辺についてはやはりリードしていくと。やるんだということが、そういう姿勢を見せられていると思いますが、具体的なことで援助していく、支援していくということが必要だろうというふうに思います。

それで、まず町長に、直売所設置について町長は、もう何年もなるわけですけれども、大体ならもう今のうちできとらないけんかなちゅう感じもするんですが、延び延びになって、もちろんいろんな問題があったからこげんなってるわけですけれども、町長は一体どういうふうに思われてるのかですね。いやあ、このままでいいち思われてるのか、何とかせにゃいかんち思われておるのかですね。その辺についてちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思い

ます。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

販売所につきましては、私ももう4年前からずっと希望を持って口にもしてまいりました。したがいまして、とにかく早く何とかしたいなという気持ちでございます。やはり、基山町の農業振興を考えるためには、あるいはひいては農地の確保、自然の維持等を考えますと、やはり農業っていうのは大切だということでございます。そして、その農業も、これもよく言うことでございますけども、つくればいい、つくれば売れるというもんじゃないと思います。やはり、売り方、売り場所を考えていかなきゃいかんと。そして、売れればやっぱり魅力ある農業になって振興が図れるんじゃないかというふうに思っておりますので、私もいまだにまだ強い思いを持っておるようなわけでございます。

農産物が少ないというようなこともあろうかと思います。私もいろいろあちこち見て回ったりもしましたけども、やはりその町だけの品物を売ると。村だけの品物を売るというような、これも一つのやり方だと思います。しかし、ある程度、主体はそれに置いて、そしてほかにも、やっぱりよそからも品ぞろえもするというような、そういうやり方もいろいろあるようでございますので、その辺のところはこれから、本当に場所の問題、それから農業者との運営の仕方の問題、これはやっぱり話し合っていかなきゃいかんと思います。

それから、町の支援、補助、これはまだちょっと今の段階で具体的にどうということは話してもおりませんし、ここでちょっと言うのもどうかなと思いますので、気持ちとしてはやはり、さあ、どうぞやってくださいだけじゃなくて、町も何かかかわってやるべきかなという思いだけは持っております。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

町としてもぜひやりたいというふうなことでございます。ただ本当に、答申が18年に出されまして2年近くもたっているわけでございますが、なかなか、いろんな問題もあったということは承知しておりますですけど、進んでいないと。もう目に見えないということ、一体どぎゃんなっとっとやろかというのが町民の皆さんの率直なやっぱ声なんですよね。それで、

これに携わってる方はぜひつくりたい、つくってくれということを言われるし、町は町で何とかせにゃいけみゃあというふうな感じになって、何か、一体どぎゃんなっとやろかというふうな感じを率直に受けてます。

それで、基山町の農産物直売所整備に係る答申が出てますよね、これちょっと読まさせていただいたんですが。もちろん全部はちょっと読みきりませんでしたけども、これのときに、これに検討委員会として出された結論といいますか、この中にこういうふうに書いちゃる、やはりこれつくる必要があるというふうな結論を出されておりますが、その中で、町がいわゆる直売所設置整備の可否と必須条件についてということで、その文章の中に、答申の中に、町がまちづくり政策、農業政策の一環として力強く推進することが必須条件なんだというふうな答申が出されているんですよね。で、その中にいろいろ書いてあります。出荷者も限定され、採算性は期待できない状況にあると。そこでと。町が用地の確保及び施設の整備を行い、農業者が施設利用に当たっての応分の利用料を支払うという考え方を早急に農家へ示す必要があると。オープンまでの期間、町が力強く誘引あるいは支援する姿勢を内外に明らかにする必要があると。これが必須条件なんだということがこれに書いてあるから、おわかりだと思うんですね。

だから、何か今、綱の引っ張り合いのごたる感じでいってるような感じがします。ですから、私が先ほど言ったわけですが、関係者の方に聞いてみますと、場所はあそこでということでほぼ決まってるようですが、あそこの建物についてあのままじゃ使いにくいと。やっぱ改造する、屋根の高いどこにもあるような、道の駅の直売所のような形に改造する必要があるので、もちろん自分たちも当然お金を出すけれども町が何とかしてもらえんやろかと。そういう支援を求める声をお聞きしたんですね。

ですから、そういう意味で、やはり町が、町もこういうことをやるよと。ぜひこれは実現したいということで示すと、そこで頑張っておられる方にですね。それが私は非常に大事ではないかと。さっき町長が言われた、いやあ、もうそりゃ直売所はつくりたいと思いますち言われるだけじゃ、何かこう、強力な、そういう具体的な気持ちのこもった支援のやり方も含めまして、その辺がちょっと足らないというような感じがするわけですが、やはり具体的な支援策というのを関係者の方と相談をしながら示していくと。これが非常に大切だというふうに思います。もちろん、後の運営についてはその人たちが独立採算で、これは当然やっていただくと。赤字だから済いませんと。町のほうに補てんしてくださいと。これはもう私

はあってはならないというふうに思うわけですが、その辺について町長、もう一回その辺は どうですか。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

非常に松石議員、御理解のあるところをお聞かせいただいて、私も非常に心強く思うわけでございますけども、幾ら私がやりたい、やると言っても、これはいろいろと問題もございますし、当然もう議決がなければできないということでございますので、そこまでは実を言うと私もはっきりした言い方はしておりません。それがちょっと物足りないっていうか、歯がゆいところかもわかりませんけども、しかしながら、先ほども言いますように、あちこち見て回って、聞いて回って、そこではやはり用地の確保、そして建物ぐらいは大体町がと、市がというような話は聞いております。そして、後の運営は、もう三セクじゃなくて、本当にやっぱり別に設立してやっていただくというのが大半だと思います。私もその辺に思いがないわけじゃございませんけども、それはもうあくまでもまたこれから先の話し合いと。決して、そういうこともしませんよというようなことは言ってもおりませんし、また、しますというようなこともまだ申し上げ切ってないというのが現状でございます。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

関係者の方と協議していただいて、ぜひこれが実現するような方向でやっていただきたいと。もちろん、これ、直売所の問題、供給問題が私も本当心配します。しかし、これは本当に、これは英知を結集しないといかんかなと。本当にこれから団塊の世代、先ほど言われましたけれども退職もされますし、農業にこれを機会に、家庭菜園も含めまして従事していただくと。そのことがまた健康づくりにもなるということもそうだと思いますし、本当に基山町のまちづくりの政策として、やはりこれは位置づけてやっていく必要があるんじゃないかと。私もそういうふうに感じております。

それで、時間がちょっとありませんので、新規農業者への支援策についてであります。ここ3年間、新規農業者がなかなか、本当後継ぎができないと。で、このまま本当いけば、もうだあれんせんごとなるばいという話も聞きます。ここ3年間、17、18、19年度で新規農業

者として頑張っていただいてる方は何人基山町でいらっしゃるのか、その辺人数を説明ください。

議長(酒井恵明君)

農林環境課長。

農林環境課長(吉浦茂樹君)(登壇)

それでは、新規就農者のお尋ねでございますが、17、18年はおりません。19年度は、失礼しました、19年3月ですから18年度になりますけども、1名施設園芸ということで就農をしております。それから、最近でございますけども、ことしの5月に1名、こちらも施設園芸ですけども、基山町では初めてでございますけども高設栽培のイチゴ、ハウスですね、これを就農をしてあります。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

2名、アスパラとかイチゴで新規農業者が出たと。非常に私は歓迎すべきことだなという ふうに思っております。それで、やはりこういう新規農業者については、本当町長もぜひや はり激励をするということが必要ではないかなと。されているかもしれませんけど、ほかの ところ見てみますと、新聞報道ですけれども、例えば鹿島地区なんかでは鹿島市長みずから が激励するということで、なんかもされてます。もちろん、あの辺は全く農業地帯でありますけれども、やはり基山でも、そういう人が本当に今困難な中でやっぱ頑張ろうということを決意されてるわけですから、その辺の具体的なやっぱ応援もあってはいいんじゃないかと 思います。

最後にちょっとこれはしたいと思いますが、今本当に、共乾も含めまして、集落営農も含めまして、実を聞いてみますと本当大変ですね。集落営農を基本的な生産組織として位置づけて支援していきますよというふうにはなってるわけですけど、本当にできるのかなというふうに思います。やっぱ、このままでは本当に集落営農でもする者がおらんごとなってくると。共乾でも、本当にもうこれは赤字でどんこんならんちゅうふうなことを、そういうことを心配をされます。それで、もちろんこれは基山町だけの問題ではありません。それで、これはぜひとも、やはりこういう基本的な生産組織に対する支援をもっともっと国が強めると。

これが私はどうしても必要ではないかというふうに思いますが、ぜひとも町長はあらゆる機会を通じて国や県にその辺の支援策を要請していただきたいというふうに思いますが、町長の決意をお伺いします。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

先ほどから申しておりますように、とにかく農業の大切さということは私もわかっておりますし、それから基山町の農業も大切でございますので、その辺はしっかりと国、県にも訴えていきたいというふうに思います。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

この件の最後でございますが、本当に農家の人たちは、特に基山町の方はもちろんサラリーマン、兼業農家も多いわけですが、本当に年金の収入を充てるとか、それからサラリーマンの給料を充てるとかということをやって、やっぱ先祖代々受け継いだ田んぼを自分の代でつぶすわけにはいかんということで、本当に赤字覚悟で必死でやっぱ頑張っておられるのが私は現状だと思うんですね。本当に、預貯金を崩して農業をやってると。こういうことだろうと思います。本当に、生産者米価一つ見ましても、例えば1994年は1俵60kg、22千円だったんですね。ところが、今現在は、2007年度は13千円と。本当に、これじゃもうやれないというのが率直な感想だろうと思います。農業で食べていかれるような、やっぱ生産コストを補うような、やはり私は価格補償制度なり所得補償制度、これはきちっと設けて農業を支えていくということが大事だろうということを申し上げておきます。

次に、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

先ほど、この目的について、これをつくった目的についてお伺いをいたしました。それで、 それに対する答弁の中で、いわゆる高齢者の特性に応じた医療をするためなんだということ をおっしゃいました。で、高齢者の特性とは一体どういうことを言われるのか、具体的に説 明をお願いします。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)(登壇)

それでは、高齢者の特性ということで回答させていただいておりますが、特性については、まず生理的機能、日常生活の動作の能力の低下、こういうのに伴います症状が増加されるということですね。それから、生活習慣病を原因とする疾患を中心として複数の病気にかかられてる方が多いと。そういう関係も含めまして、治療がやはり長期にわたったり、あるいは入院による期間が長いと。そういうような特性があるということで位置づけられております。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

今言われましたように、75歳以上になると病気にかかりやすくなって治療にも時間がかかると。そして、これは政府の言い分によりますと、いずれ死を迎えるんだと。そういう特性があるんだということを言われています。ですからここの、生死線といいますが、やはり病気の治療にはもう時間もかかって、どうせ死ぬんだからお金をかけるのはもったいないということではないかというふうに私は思うんですね、率直に言って。こういうことに対する、私、高齢者の方のやっぱ怒りが出ているというふうに思います。

それで、もう一つお聞きしたいわけですが、厚労省は将来60兆円にも医療費がなるんだと、このままいけばですね。だから何とかせないかんという形でこういう制度もつくったというような言い方もしておりますが、医療費の抑制と。医療費を抑制していくというのがこれをつくったもう一つの、もう一つといいますか、目的ではないですか。どうですか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)(登壇)

確かに、今後も医療費が増大するという見通しをやっぱりつけているということは御指摘のとおりでございます。18年の推計で老人医療費につきましては11.1兆円というふうに言われておりますが、国民医療費の3分の1をやはり占めておるという状況でございまして、高齢化の進展に伴い今後も増大するとの見通しをやっぱり持ってあります。だから、そういう状況にあるからこそ、やはり高齢者の方が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするために国民皆保険というのを維持する、そういう中での財源的な安定を確保するというところで後期高齢者医療制度はできてるものというふうに思っております。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

つまり、医療費はどんどん上がり続けると。だから、その痛みを高齢者にもわかってもらうんだと。こういうことではないかというふうに思います。ですから、選択的には、医療費は上がるわけだから、保険料を値上げするか、嫌なら病院に行くのをやめなさいと。少なくしなさいと。もうどっちにしましても、高齢者にとってはやはり私は痛みしか選べないと。こういうふうな制度になっているのではないかというふうに思います。

それで、保険料についてお伺いをいたします。

先ほど、全く収入がない方からでも保険料については徴収すると。それは均等割額 47,400円ですね、これがあるということであります。本当にひどい制度だなというふうに思いますが、医療費については2年ごとに見直しがされるということで、上げるか下げるかについては医療給付費の動向なんだというふうなことが説明をされました。それで今後、その動向についてですが、先ほど言われましたように医療費は上がっていくということですよね。もう一つ、後期高齢者の人口もふえていくわけですね。当然、そうしますと医療費については、佐賀県の保険料については2年ごと上がっていくと。上げざるを得ないと。こういうことになるんじゃないですか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)(登壇)

医療費の関係でございますが、当然保険料につきましては、医療費の増減に伴いましてやはり定めていくという趣旨は国民健康保険と同じだということになっております。ですから、増大するかどうかというのは、これはちょっと私もはっきり申し上げられませんが、要因としては人口がふえられればある程度ふえていく可能性はあると。ただし、負担をされる方ももちろんふえてまいりますので、必ずしもふえるかどうかというのはわかりませんが、政府が申します、医療のやり方を後期高齢のやり方でやれば医療費もある程度少なくなる可能性もありますので、そういうのは今後やっぱし見ていって、結果によってやっぱり保険料を決めさせていただくということになると思います。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

医療給付費はふえるというふうに見てるわけですね。ですから、だからこういう制度を取り入れたんだということですから。特に私たち、私は21年ですから正確に言えば団塊の世代には入らないわけですけど、団塊の世代が75歳になったときに今の保険料は2倍以上になるだろうというふうな予測が立てられています。ですから、年金は現状維持から減っていくと。保険料は2倍以上納めなくてはいけない。それも一方的に年金から引かれていくと。こういう本当に大変なことになって、高齢者にとりましては本当に息苦しい、そういう時代になっていくんじゃないかと思います。

それで次に、75歳以上の人について医療制度が変わったということを申しました。それで、 まず予防についてどう変わったのかですね。そして、佐賀県としてはどうするのかですね。 まず、予防についてどう変わったのか御答弁ください。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)(登壇)

予防関係といいますと、やはり健診関係を今まで行っておりましたが、これにつきましては年齢制限なく基山町で行っておりました。4月からは、御承知のとおり保険者が行うということでございますので、40歳から74歳までにつきましては特定健診ということで基山町で行わせていただきます。75歳につきましては、必ずしも義務ではございませんが、健診を行うかどうかというのは広域連合が決めますので、佐賀県につきましては今までどおり行うということになっております。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

予防につきましても、今言われたように、今までは義務でありました。ところが、年寄りの方については健康診断はせんでいいと。現に、全国では健康診断も有料化したと。しなくなったと。特に、このごろの報道では人間ドックに対する補助もやめたと。もちろん、基山町は今までやっておりませんでしたのでこうはなりませんが、そういうことも報道されて、75歳以上の人はどうせ死ぬんだから健康づくりはせんでいいですよというような私は格好に

なってるんじゃないかというふうに思います。

それで、次に外来ですけれども、外来も変わりました。定額制が導入されているわけですが、具体的にどのようになりますか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)(登壇)

定額制ということでございますが、多分6千円の範囲内の関係だと思います。これは、確かに今回導入をなされております。この内容につきましては、患者の同意を得て診療計画をある程度つくるという、そういう状況においては、検査あたりも限られまして6千円の範囲内ということの形になりますけれども、必ずしもそれは強制でありませんので、そういう状況を選ばれない方につきましては今までどおり医療を受けられるということでございます。ちなみに、佐賀県の医師会のほうはこの6千円導入は反対されるというふうに聞いておりますが、一応導入ということはあっております。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

あと、入院ですけれども、入院も75歳を境に、これも制度が変わりました。これ、具体的に入院が、入院されている方はどのようになるのかですね。その辺を説明ください。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)(登壇)

入院につきましては、退院調整加算ということが上げられております。これにつきましては、基本的には退院をできる状態で医学的にはありながら、社会的要因で、いわゆる家族がどうしても受け入れられないと。今の自分たちの生活では受け入れられないというような状態の方、これを退院困難というふうに表現をされておりますが、その困難を取り外す、やはり在宅でいかにできるかということを総合的に機能評価等をいたしまして、そういう体制をつくれば医者のほうに加算されるという制度でございます。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)(登壇)

まさに、結局今入院されてる方の退院計画をつくればお医者さんに報酬が支払われると。 つまり、私に言わせれば、いかに病院を退院して自宅で療養してもらうかと。病院を追い出 すと。そういうふうになっているわけです。

それで、最後でございますけれども、本当に私が心配をしてるのは、こういうことで私に言わせますと高齢者を、今まで一生懸命頑張ってこられた、家族や町、国のために一生懸命頑張ってこられた方を、本当に高齢になってこういうふうにいじめるといいますか、これでいいんだろうか。大事にしないと。こういうふうな考え方になっていいんだろうかと、若い人たちも含めてですね。もう年寄りはどうせ金んかかるわけだから、早く死んでくださいよと。こういうふうなおれは考え方になっていいんだろうかというふうに思います。

そして、今まで本当に、基山町も含めまして日本の社会というのは高齢者を大事にする社会だったと思うんですよね。だと思うんです。77歳になれば喜寿、88歳になれば米寿、そして90歳になれば卒寿、99歳白寿ということで、そのたんびにお祝いして大事にしてきたと。ところが、それが75歳になった途端に、何か医療費に金がかかるからちょっと迷惑ですよと。いつまでも生きていただくのは迷惑ですよと。そういうふうな私は制度になっていると。その辺に、今高齢者の方が怒りを持ってあるというふうに思います。で、それは、あちこちの選挙でもそういうふうな結果が私は国民の意思としてもあらわれるというふうに思います。私は、医療費がふえて大変だと。あ、終わり。

これで終わります。

議長(酒井恵明君)

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩します。

~午後2時11分 休憩~

~午後2時24分 再開~

議長(酒井恵明君)

会議を再開いたします。

続きまして、原三夫議員の一般質問を行います。原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

こんにちは。11番議員の原三夫でございます。

傍聴席の方も午前中、午後と来ていただいております。午前中の後藤議員の質問に対しま しては、町長の本音の御答弁がなされておったと。このことについては、非常に私もきょう の今からの質問に対していい返事が出るんじゃないかと望みを持って、一般質問をさせてい ただきたいと思っております。

まず、1項目の環境行政についてでございます。今現在、基山町におきましては、環境問題の一環として公共下水道の整備、合併浄化槽の設置が進んでおります。この事業は、町にとっても大変重要な事業であると思っております。特に、町の将来を展望する下水道整備の事業、合併浄化槽の設置、この2点について、私はきちっとしたすみ分けをやるべきだといつも今までも申し上げてまいりました。費用対効果を考えると、公共下水道は人口密度の高い市街地におきましては大変有効な手段だと思っております。しかしながら、それ以外の場所、例えば地形上の問題点のあるところ、それとか家と家の距離が特に離れてまばらであると。このような場所におきましては、合併浄化槽が適切な処理方法だと思っております。また、識者もそういうふうな結果を発表いたしておるわけでございます。

それから、まずその中で大事なことは、これから先都市計画をいつどのように見直すのか、特にこの点が重要であると私は思っております。そこで、今執行部の方、町長を初めですね。私は、合併浄化槽に対する認識、これが少しゆがんでいるんじゃないかと。というのは、平成6年から下水道事業にしっかり努力をしていただいております。そして、13年度よりずっと下水道事業に取りかかってこられたわけですが、そのときの最初の計画の中でも全然合併浄化槽に対する問題は触れておらんわけですよね。鳥栖との問題、それから福岡県との流域下水道の問題、それから単独でやるのか、その辺の計算だけしかやってないと。こういうのが現実なんです。それで、そういうことで、なぜ合併浄化槽が、すばらしいすぐれたものが、その中に、議論の中に入らなかったのだろうかと。そういう一つの疑問も覚えておるわけでございます。

その中で、合併浄化槽の長所を少し述べさせていただきたいと思います。もう何回も、私は数回この問題については触れておりますので、当然町長初め皆さん方はもうとっくにわかっておられると思いますけど、大体きょうが最後だと思っておりますので、この質問に対してですはね。その中で合併浄化槽の長所というものを五、六点述べさせていただきます。

これは、第1番目に処理能力ですね。汚水に対する処理能力が非常にすぐれていると、こういうことでございます。これ、下水道を全部集積して集めてやる処理場に匹敵する、また

それ以上の能力があると言われております。2点目、設置コストが格安である。それから3点目は、短期間で、大体1基設置するのに1週間ぐらいですね。短期間で設置できること。4点目は、地形の影響を受けずにどこにでも設置が可能であると。5番目に、自然の浄化能力、清流の回復。例えば、今下水道をやってる計画というのは、基山町全体のやつを全部、小郡まで全部、雑排水、家庭排水すべてを流して、入らないのは雨水だけと。それをすべて、管を下に敷いて、地下に埋めて、それで持っていこうと言うんですから。そうすると、河川の中流域の問題、これ水はもうかなり減るわけですね。今でさえ、もう将来に対しての水の不安なんかは出てきてます。そういうものが、雨水だけであとは何も流れないと。こういう気象変動の中で、そういう将来の展望も見据えた上で、やはり環境省が進めておる合併浄化槽をぜひ私はもう一度考え直す時期が来ているんじゃないかと思っております。それから6番目、これは災害、特に地震があった場合、非常に強いんだと。合併浄化槽そのものが地震に対応できるつくりになされていると。それから、災害があった場合は回復期間が早い。下水道であれば、どこを掘りくり返していいかわからん。そういういろんな問題を含んでおるわけでございます。

そういうとこで、非常にすぐれた長所があるということでございます。ただ、それに対して下水道というのは何が長所かて。密集地が非常に有効的であると。これだけのことじゃないでしょうか。

それから、(1)の市街化区域における合併浄化槽の設置状況についてお尋ねをいたします。 括弧書きをしておりますが、この中で下水道事業全体計画から除外されている分は除いて回答をしていただきたいと思います。

アの設置されている基数ですね。何基設置されてるのか。

それと、イが設置されていない軒数。

(2)下水道事業全体計画から除外されたところが、正式には何か54軒あるようでございます。しかし、1軒は空き家だということで、それを外しまして53軒についてのことで、アの浄化槽をその中で設置されているのは何基なのか。

それから、イでございますが、浄化槽を設置されている家庭、この53軒にですね、家庭には、下水道との公平性を保つため経費負担として補助をすべきでないだろうかという問題でございます。この件につきましては、同僚議員のほうからも去年かおとどしかでしたか、質問をされております。そのときにも補助はできないという回答をしてあったようでございま

す。この件について、私はなぜ下水道と合併浄化槽の公平性がおかしいと言ってるのかといいますと、毎年一般会計の、皆さんから集めた税金の中で一般会計から毎年出しております。 で、個人の方が今設置されておる分については、すべて自分が管理をして全部やってるわけですね。その辺で、税の使い道の公平性を私は今ここで申し上げておるわけでございます。

そこで、鳥栖市はどのような対応をやっているのか調べてみました。町長も御存じかと思いますが、鳥栖市での生活排水の処理ですね。今、鳥栖市は公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3本立でですね。これで地域の特性を生かした処理方法をやっておるところです。公共下水道、農業集落排水については、一般会計から毎年相当の繰り出しを鳥栖も行っております。しかし、以前は合併浄化槽だけは、今基山がやってないように、全く補助をやってなかった。しかし、今、合併浄化槽だけに補助をやっぱ出さないというのは税の不公平に当たるんじゃないかと。そういう見解のもとに、経費の一部負担として1軒当たり、年間ですね、15千円出しております。今回の鳥栖の当初予算を見ますと、15千円で600軒、浄化槽に対する補助が。600軒、約9,000千円を支払っております。そういうことで、私は、特にこの除外された53軒については、まずいち早くこの補助の問題を、補助をしていただきたいと。当然するべきではないかと、こういうふうに私は思っております。その件について、ぜひ御回答願いたいと思います。

- (3)の市街化区域外、早く言えば調整区域ですかね、区域外で浄化槽を設置されている家庭にも、これは当然補助をすべきであると。なぜならば、さっき言いました繰出金の問題です。全部公平性でそれもすべきではないかということをお尋ねをいたします。
- (4)浄化槽の市町村整備推進事業、略して市町村設置型の浄化槽ですね。これももうたび たび申し上げておりますので、余り小さいところまではもうきょうは言いません。少しだけ 述べさせてもらいます、簡単に。

現在、基山町が設置している浄化槽については、個人の設置型のやつ。それから、市町村設置型。市町村が管理をやる、そして下水道のように徴収を、お金を取ると、使用料を。これは、5人槽でほかの自治体見ますと大体2,500円と。6人槽で幾ら、7人槽で幾らとか、大体あります。そういう市町村の設置型の浄化槽ですね。これは、どちらとも環境省の補助事業でございます、どちらとも。町長ももう当然おわかりでございましょうが、どこが一番違うかというのは、いろいろありますけど一、二点。1点目は、設置者、浄化槽を設置する人の個人負担率ですが、今つけてるのは個人負担が60%負担してるわけですね。簡単な例で

申しますと、一番小さい5人槽でいきますと大体890千円、大体900千円です、約900千円かかるわけです。その60%を個人負担なんですよ。市町村設置型につきますと個人負担は10%でいいわけ、10%で。これだけここに差があります、もう既に。それが第1ですね。あとは起債の問題ですね。交付税に持ってくる問題とかいっぱいありますけど、それは当然勉強してあるから、それはもう外します。

で、そういうことで、非常に国の、国庫の補助率も高いわけですよ。実際やってみると、 起債の充当率なんか、交付税の充当率見ますと63%ぐらいになると思います。そういうこと で、これだけすぐれている浄化槽の市町村設置型について、ぜひ私は取り組んでいただかな くちゃいけないし、今までも取り組みますとは言いよらっしゃるけど、ようとわからん。だ から、きょうきちっと、計画をやるのかやらんのかきちっとしていただきたい。そういうこ とでございます。

それから、2番の一般行政の、それで大きな1番は終わりまして、一般行政の1番、(1) でございます。携帯電話のリサイクルの推進についてお伺いをいたします。

今、特に日本というのは資源が非常に少ない国でございまして、しかしながら産業競争力のかなめと言われるレアメタル、希少金属と呼ばれておりますが、これが携帯電話に非常に多く含まれているということからでございますが、使用済みの廃棄される問題ですね。携帯電話のみならずIT機器なんかは特に、それから携帯電話、電化製品等、この中に眠っているレアメタルや貴金属はいっぱいあると。それを見立てて、よく今言われておりますが、都市鉱山とも言われておりますね。

そういうことで、天然の金鉱石を1t、金鉱石ですね、鉱石。1tに金は、佐渡金山が大体5gぐらいあるそうですね。ここが日本で一番高いと。普通、大体二、三%だと、1tについて金がとれる量は。大体2から5g程度が含有されておるのに対して、携帯電話を1t分集めると、それから約400gの、5gとして80倍ですか、400gのそういうレアメタル、金が含まれていると。このような貴重な価値のある携帯電話の回収が、統計によりますと年々下がってる。減少している傾向にあるのが現状であると言われてます。それで、私もこのことを見たときに、私の家にも恥ずかしながら2台ぐらい眠っておりました。大体なら、行ったときにそういうお店で普通やるかなんかしますけどね。なぜかしら、子供の遊びに持ってきたのか知りませんけど、そういうことで、情報の問題もありましょうけど、かなり自分の家に眠っているのが実情ではないかと、こういうことでございます。

そこで、1つ目に私が言いたいのは、公共施設に回収ボックスの設置をしていただいたらどうなのかということで、ひとつぜひ町としても考えていただきたいなということを申し上げます。これを御回答いただきたいと思います。それから次に、ここには書いておりませんけど、携帯電話を捨ててはいけないものですよと。そういうごみ分別案内を、いろんな中でそれに記載をしていただくことですね。あとは、廃棄する場合には購入したショップ等で処理することを促す。こういうふうな3点についての取り組みをぜひ町長に御所見を求めたいと思います。

それから、一般行政の2でございます。(2)でございますけど、今もう基山町が非常に頑張っていただいております。厳しい財政難の中で徹底した歳出削減とか、また新たな歳入獲得をするために不用な財産を売り払ったり、物品、財産を売り払ったり、また今まで寝かせておった土地を何とか歳入が少しでもふえるように利用価値がないのかどうかを模索したり、特にまた広告収入をいろんなところに、封筒に載せたりインターネットに募集したりとか、いろんなことで寄附金等いろんな収入もやって、今真っただ中であると私は思って、そのことについてはある程度私も評価をいたしておるところでございます。

その中で、今回、平成20年度の地方税制改正の中の一つでございますが、個人住民税における寄附金制度の抜本的な拡充がなされました。自治体が条例により指定した寄附金が寄附控除の対象となって、これが今までは、改正前は所得税、所得控除だったんですが、今回から税額控除になると。税金の額から引かれると、こういうふうに今度は改正なったわけでございます。しかも、寄附金控除の上限額は、総所得金額の25%から5%上がって30%に引き上げられた。それから、適用下限というのは、今まで100千円だったのが5千円に引き下げられたと。だから、今ふるさと納税の問題で5千円を引いた分、寄附して5千円を引いた分は、1割程度、10%までは住民税から税額控除をいたしましょうというのが今回の改正でございます。

そういうことで、いち早くどこの自治体もこれを今どんどんやっております。特に佐賀県におきましては、古川知事がこういう最初の立案に携わっておったろうと思うんですね。だから、佐賀県はトップでもうつくってますよ。メニューをつくって、九年庵のツツジの問題とかいろいろつくっております、これも後で申し上げていいんですが。そういうことで、今回の税制改正は、結局国が今度行うふるさと納税制度に対して、生まれ育ったふるさとに、まちづくりに恩返しをしたいと。貢献をしたいとの納税者の思いを実現する、そういう観点

から見直しされたとのことでもあります。この税額は、2007年度におきましては住民税が全国で大体12兆3千億円あるそうです。だから、仮にこれを、1割これがふるさとに返るといいますと、単純計算で130,000千円がふるさとにだあっとあちこち分かれていくんだと。だから、いかにしてじゃあ財政難を乗り切ってそれを寄附していただこうかということで、寄附金条例をつくるということなんです。

今、基山町におきましても、協働のまちづくりの一環として自販機を設置して、その売り上げの一部をまちづくり基金として積み立てていただいております。それをいろんなものに、目的に使おうということでもございます。また、町の育英資金貸付金も、いろんな多くの方からいっぱい今寄附をいただいているところでございます。これにつきましても、私からも大変、私もお礼を申し上げたいと思っております。それゆえに、使い道もきちっとしていかなくてはなりません。今回提案いたしましたまちづくりの寄附金条例の制定に関して、これはふるさと納税の受け皿として早急に検討をすべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長(酒井恵明君)

町長、答弁前に、質問事項の2の一般行政の(1)のアはここに質問要旨と掲載してあります。イとして、口頭でおっしゃったけど、携帯電話の分別収集の広報をということで、掲載はしてないですけど許可しとりますので、これについても答弁のほうよろしくお願いします。よろしゅうございますか。済いません。町長。

町長(小森純一君)(登壇)

それでは、とりあえずは1回目の原三夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、環境行政ということで、市街化区域外における合併浄化槽の設置状況についてということ。アの設置されている基数はということでございますが、正確な数字は把握できておりませんが、下水道事業認可区域外の1、2、4、6、7区に設置されている合併浄化槽の基数はおよそ300基程度であると思われます。

それから、イの設置されていない軒数ということでございますが、これはおおよそ700軒 程度あると思われます。

次に、(2)の下水道事業全体計画から除外されている53軒についてということで、アの浄 化槽を設置されている基数はということは、20基ということでございます。 イの浄化槽を設置されている家庭には下水道との公平性を保つために経費負担として補助 すべきではないかということでございますが、本町は現在下水道事業を推進している段階で す。しかし、近い将来、汚水処理計画を見直すときに、現在は下水道事業計画区域外であっ ても下水道事業以外のシステムを導入することも考えられますので、現段階での計画区域外 への補助は難しいと考えております。

- (3)の市街化区域外で浄化槽を設置されている家庭にも補助すべきではないかということでございます。下水道事業が一段落して下水道接続率が上がり、どうしても下水道事業やその他の事業でも対応できない地域については、維持管理費の補助についても検討しなければならないと考えます。
- (4)の浄化槽市町村整備推進事業、市町村設置型の取り組みについてということです。生活排水処理のシステムには、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等があります。これらのシステムの特性、効果、経済性等を十分に検討し、各地域に最も適したシステムを選択し、効率的な整備を図ることが重要であると考えられます。そして、この分担も社会情勢や地域状況に応じて変わり得るものであり、適時適切な見直しを行うことが肝要であると言われております。本町は、公共下水道全体計画の中で流域関係公共下水道事業でいくことを決定し、現在事業推進に取り組んでおります。しかし、福岡県が管理する流域下水道事業の全体計画を見直す動きもありますので、本町の公共下水道事業全体計画を見直す時期も来るものと思われます。本町の全体計画を見直す際には、そういう事業も含めて検討することになります。ただ、現段階では本町だけの対応はできません。

それから、2の一般行政でございます。(1)携帯電話リサイクルの推進について、アの回収ボックスを公共施設内に設置せよということでございますが、現在のところ、携帯電話のメーカーは回収しているようでありますが、お尋ねの公共施設内につきましては、データの削除などありますので今のところ考えておりません。ただし、クリーンヒル宝満では分別を行い、メーカーに対し売却をしております。

それから、イの広報をしたらということでございますが、廃棄の禁止等の広報は広報「きやま」あたりでもやっていったらというふうに考えます。

(2)のまちづくり寄附条例、これにつきましては一応要望ということでございましたので、以上でございます。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

2回目の質問をいたします。

環境行政の中で(2)の答弁の中に、今答弁いただきましたが、下水道以外のシステムの導入をするとの考えを示していただきました、(2)の問題ですが。下水道以外のシステムを導入することも考えていると。ちょっとはっきり私も理解できませんが、どのようなシステムを導入すると考えておられるのかお尋ねいたします。(2)です。

議長(酒井恵明君)

(2)のイ。

11番(原 三夫君)続

イです。済いません。(2)のイです、はい。イです。下水道以外のシステムを導入すると。 どういうシステムを導入されようとしておられるのかお尋ねをいたします。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)(登壇)

下水道事業以外のシステムということについてのお尋ねでございますけど、先ほど町長が答弁申し上げておりましたように、生活排水処理のシステムには下水道、それから農業集落排水、それから合併処理浄化槽などがあります。それで、基山町は下水道事業の公共下水道事業で全体計画を立ててしていくというふうにしておりますけれども、先ほど申しましたように、例えば他の市町村では農業集落排水の事業を進めてるところもございますし、合併処理浄化槽、この合併処理浄化槽は、もう原議員は十分御存じのように個人設置型と市町村設置型がございますけど、特に地域全体で町が取り組むとしますのは、例えば合併処理浄化槽では市町村設置型があるわけでございます。今現在は個人設置型の事業を基山町も行っておりますけれども、ほかのシステムとしてはそういうものがあるというふうに考えております。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

そうですね。下水道以外は、そういう農業排水、集落排水とか合併浄化槽の問題ですね。 そうだろうとは思っておりましたけど、一応確認でございましたので。それで、下水道以外 のシステムといいますと、これらの53軒についての問題ですから、今のこの分はですね。というのは、もちろんこの53軒という方はあっちこっちとんぼとんぼ、こっちに何軒、こっちに何軒、あっちに何軒、東西南北に分かれておる53軒でございますから、もちろん農業排水集落のほうにはこれはもうだめだろうと。で、残るのは合併浄化槽の市町村の設置型と。こういうふうに私は理解しておりますので、そういうことでございますかね。はい。いいということでございますので、いや、そうしかないでしょうが。

議長(酒井恵明君)

答弁ある。

11番(原 三夫君)続

なら、ちょっと済いません。市町村設置型という考えでいいわけですね。振り落として、 最後は。

議長(酒井恵明君)

答弁させます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)(登壇)

どういうシステムがあるかということでございましたので、下水道事業と、それからあと 合併処理浄化槽の事業があるということをお答えしましたけれども、ただ、するということ じゃなくて、可能性はかなりあるだろうというふうには私は思っております。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

無駄なやりとりはもうしないようにして、実際、いや、私たちも真剣でございます。で、 実際今下水道事業があってる。で、私んとこにはいつごろ来るやろうかと。例えば、調整区 域、市街化区域からバイパスのあい中、それからバイパスから上、それから野口あたり、7 区も入りますけどね、市街化区域外。いつごろどうなるのかと。全部こうなんです、聞かれ るのが。そういう、期間が長いでしょう、下水道。だから、全部そこを心配してあるんです よ、はっきり言って。だから、もういっそのことね、もうさっとしてもらおうと。合併浄化 槽を、市町村設置型をして、町で管理して使用料払っていいんだと。しかし、ずっと言われ てきたように、私ももう知っておりますけど、福岡との流域下水道の問題で基山町単独では なかなかできませんと、こういう話なんですね。それは、私ももう重々わかっております。 そこで、そしたら全般的に、この53軒もすべて含めまして、そういう福岡県との下水道の関係でできないと。そしたら、ずうっと今までもできない、できないと。単独の考えではだめなんだと。そういうことを言われておりましたから、それをやはり基山町は、うちは人口が2万3,000で一応処理人口を2万3,000人でしとったけど、今1万8,300人ばいと。どんどん減りよっと。これからもそんなにふえる要素がないけえ、もう思い切ってうちはもう1万8,300と。あちこちから持ち寄って人口を決めてあるじゃないですか、最初んとき、当初計画でですね。で、大分様相も合併等でいろいろ変わったと思いますけど、だから基山町は、やはり私たちが、町がきちっとサービスを落とさずに生きていくためには、やっぱり我々基山町の考えもその協議会等の中で、人口が減ったから、もう2万3,000はだめだから1万9,000か1万8,000に減らしますよと。そういう話をされているのかどうかをお尋ねいたします。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)(登壇)

原議員はもう十分に御存じの上での御質問だというふうに思っておりますけれども、 (「何回されたですか」と呼ぶ者あり)だから、人口の見直しにつきましても今もやってます。確かに、最初入ったときはかなり大きな人口になってますけど、実際現人員は1万8,300人程度でございますから、計画どおりにはいってないわけでございまして、それは基山町だけでなく筑紫野市もそういうことの状況でございますので、年に何回も担当課長会議等においてはそういう話もしてきまして、そして計画の見直し等も行ってきてます。

ただ、大きな計画の見直しちゅうのが今あるというふうに聞いております。例えば、福岡県が管理しております流域下水道事業で、この辺で関連いたしますのは宝満川の上流流域下水道、それから宝満川流域下水道、それから筑後川右岸の流域下水道、こういう流域下水道が近くにあるわけですけど、こういうものを含めたところで、流域下水道事業そのものについて福岡県が何らかの見直しをしていくというふうな話もちらっと聞いておりますので、そういった中において、基山町もそれに合わせて見直しもしていける状況が出てくるのではないかというふうには思っております。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

福岡との関係で非常に安く上がって、自分のところに施設をつくるよりも安く上がってよかったという反面、それもよかったんでしょうけど、なかなか単独行動をとれないというね、そういう難しさもあるわけですね。それは宝満環境にしろ、広域行政というものはやはりそういうものが出てくる。住民の声がなかなか伝わりにくい、計画も変更しにくいというのは確かにあります。しかしそれを、やはり町長、どこでも財政は、お台所の状況は苦しいんですから、だから全部で考えて、もう大概ん分で計画ば変更して早うやろいと。

で、宝満川の浄化センターですね。上流浄化センターは今どういうふうになってるかわかりませんけど、それはちょっとあれですけど、今建設まだしてないと思いますけどね。今からここに全部の分を新たに建設をするという計画でしょう。ですね。だから、最初は処理人口が30万かどうか、ちょっと私も30万ぐらいかなと思いますけど、その中で今大分減ったろうと。だから、結局各市町が、うちは2万、うちは5万とか太う言うて、やって合わせりゃ、要らん大きな施設をつくらないかんちゅうふうになるわけですよ。だから、早くそういう協議会等で基山の、幾らお世話になっておりますといっても、だから余り強かこと言われんと、お世話になっとるほうだから。そういう考えも、もちろん人間としても当然あると思いますよ。しかし、負担金も払っておりますし、きちっとやはり我々はちゃんとやっておるわけですから、その辺はもう少しきちっと町の情勢を考えて、私はしっかり協議会等を重ねていただいて、その中でやはり基山の言いたい、言わないかんとこは言っていただきたいと。それは、一応今後の問題としてお願いいたしておきます。

それから、ちょっと話がいろいろ前後しますが、ちょっと時間もございませんけど、今んとこそこで今の補助金の問題は、3の市街地区域外の問題も一緒に含めながら、特に私はこの外された分ですね、53軒。53軒が外されて、最初の計画から外されてる分については、福岡と処理を一緒にしよるわけですけども、これあんた全然関係ないことであって、最初から入っとらんとやから。だから、流域下水道に流入量の計算は入ってないはずですよ。入ってないとでしょうが。だから、関係ないから、ここは下水道工事が25年かかろうと何年かかろうと、全部終わったときでもこの方は小郡とかそっちには行かんとですから。だから、早く繰出金等の問題できちっと鳥栖がしたようにしていただきたいというのが私の要望なんですよ。町長答えてください、その辺を。これ政策の問題ですから。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

全体計画から除外されている53軒があるということは、私も以前にも聞いたこともございます。しかしながら、その除外された状況、それからどういう事情でというようなところまでは、詳しくはちょっと私としては存じておりませんもんですから、これについてはちょっとお答えし切らないというのが事実でございます。(「除外された理由は聞いてないんです。補助をするかしないかをお答え.....」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

挙手して質問してください。原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

除外された理由は聞いてなかったんですよ。それは、なら言いますけどね、地形が悪いからですよ。こう高か石垣の上に家が1軒あったりとか、へんぴなとこにあったりとかですね。ポンプアップをせんと、上げて、1軒にポンプをつけて上げちゃらんと下水道に、高低差が、家が下んにきあって下水道の底はこの辺ば、上ば通っとると。だから入られんわけですよ。もう、そういういろんな地形上の問題とかいろいろあるわけですね。そういう方が53軒あると。だから、その方に対しては流域下水道の流入計画にも入ってないから、その方には、繰出金が今もう既に、平成13年から18年までは前回の質問で言うように約5億円、4億9千何百万円、約5億円はもう出ていってるんですよ。使ってるんですよ。だから、公平性に、税の使い方に公平性を考えていただければ、これはきちっと今すぐでも補助をしなくてはいけないんじゃないかということが今の争点ですよ。もう答えは出らんでしょうからよかです。そういうことで、今後ぜひ私は考えていただきたいということで、ちょっとこれ終わります、もう時間がないから。

それで、ちょっと考え方ですね。これ、私が間違ってるのか、どっちが間違っとるのかわかりませんけど、ちょっと私は正しいと思うんですよね。この3番の今の問題ですけど、3番。市街化区域外でもやっておる浄化槽は全部自分で今管理しようから、それを補助してくださいと。ここでは検討しなければ、今さっき町長は検討しますというふうに言われましたけど、検討するちゅうか、大体すぐにでもせないかんとですよ、すぐにでも。5年か10年先に下水道が終わったけん、やっぱあそこんバイパスの近くのこっちんにきゃあ、やっぱあそこんにきはもうどんこんならんけん、合併浄化槽の市町村設置型でしようと。そのときに、

ならちょっと銭ば、少し補助金ばやろうとか、それちょっとおかしかでしょうが。でしょう もん。

だから、よかですか、下水道が一段落してその時点で補助を検討すると言われたです。町長、これは公平じゃなかでしょうもん。繰出金は既にもう出しているわけですね、下水道には。そいけん、出してはいかんて言うとりません、出してはいかんと。出しよるから、こっちのほうの浄化槽のほうにも、個人が自分の家の土地の中に合併浄化槽をつくって、すべて管理してお金を払いようわけですよ。これは、町の大きな一つの大プロジェクトの事業でしょう。だから、繰出金を出すんでしょうもん、特会に、そうやって。だから、不公平じゃないですかと、税の使い道が。そういうことです。

それで、今すぐにでももう出さないかんと、本当は。下水道事業が一段落して、5年か10年後に出しますよちゅうなら、平成13年から出した分ば全部、今から10年か5年か、全部合計して割ってやらにゃいかんですよ、案分してから。そういうふうな考えです、私は。だから、やはりそういう考え方を、執行部の皆さんが何ともおかしくないと。それは後、後と。ちょっとこれもう一回真剣になって考えていただきたいと思います。私がうそを言いよんなら、はい、あっさりと引きます。そういうことでございます。

議長(酒井恵明君)

答弁は要りませんね。

11番(原 三夫君)続

答弁もう要りません。それで、一応そういうことで、あとは、今町長のほうから答弁をいただきましたので、計画を見直すときがもうそろそろ来るということですので、しっかり一日も早いそういう対応が福岡のほうの流域関係とできますようによろしくお願いをいたします。

それから、まちづくりの寄附金条例の提案をいたしました。ちょっと順番が間違うとっですか。携帯電話。携帯電話のリサイクルの推進でございましたけど、(1)の。これは、やはり町長、今地球は気候変動ですね。もうだんだん、やはりこれは大変だなあと。本当にもう未来は、あと100年もしよったら、今生まれておる子供とか今から生まれる子供はもう地球に住めんとじゃなかろうかというふうな、本当に一、私のような余りわからん人間でも、本当にやはり心配を少ししてるところであります。

そういうことで、今回もまた洞爺湖では環境サミットがありますし、CO₂の排出削減で

いろんな今あれがばんばん来て、何か基山町もそういうふうな服を新たにつくられて、何か じゅばんかなんか着られるんですか。シャツを、シャツを。違うんですか、ちょっと聞きま したけど。

議長(酒井恵明君)

Tシャツ。

11番(原 三夫君)続

Tシャツをね。で、そういう今の社会の現状ではないですか。だから、環境のことは、こぎゃん太か問題について基山町が何がでくるやろうかと。そげん言わんで、やっぱり一人一人、一町村、一自治体ができることからやはりやるべきじゃないかと。だから、取り組んでください。よろしくお願いします。それでそれ終わります。

それから、まちづくり条例、ふるさと納税の受け皿としての寄附金条例の問題です。これは、条例をつくっていないとできないということなんですね、税額控除が。所得税控除から今度は税額控除になったからですね。これは、ちょっとじゃあその辺を説明してください。

議長(酒井恵明君)

税務住民課長。

税務住民課長(安永靖文君)(登壇)

税額控除はできます。ただ、よその県とか市町村あたりは、ふるさと寄附金をどういうふうに使うかということをPRしながら寄附金を募っていくということでありまして、寄附をされる場合にはもう4月1日から、地方税法は寄附の条項は決まっておりますので、それはできます。寄附金証明書を持っていただければ、来年度ですね。住民税は20年度の所得が来年度でございますので、課税が。ですから、申告時期にそれを持っていただくと控除が対象になるということで、その寄附金控除の内容の地方税法にかかる税条例の一部改正は9月にお願いしたいと。本町はそういうふうに思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

9月に出されるということで、それで佐賀県もいち早くメニューを出して、ちょっとここにありましたけど、6つですね、6項目のメニューをつくってるんですね。それは、もみじ

の名勝の九年庵とか、2009年度夏の唐津で行われるヨット世界選手権大会についてとか、県立図書館とか、いろいろあります。こういうものをメニューを決めて、それを選んでいただいて目的を決めた上でやってもらうと。

で、どこも必死になってやっぱりふるさと納税をぜひお願いしたいという、財源不足だか ら下さいというふうな、そういうことばっかりでもちょっと余り格好悪いですけどね。やは りふるさとに、しっかりふるさとを皆さんやっぱり忘れておりませんので、基山で育って小 さいときからいっぱい遊んでいただいたとか、いろんなことがあったと。今はどぎゃんなり よっちゃろか、あそこん田んぼは、ここん山はとか、いろんなことで、やっぱりそういうふ るさとにぜひ、東京とかあっちこっち行かれた方が、ふるさとから、基山から離れた方が、 きちっとした人間性、教育を受けて人間が立派になっていただいて、そしてふるさとを思っ て上げたいということで、そういうことでございますので、ぜひやはり、基山町も自主財源 は今50%はあるから大丈夫だということもありましょうけど、やはり12兆3千億円の中の1 割、端的、単純で1割で1兆3千億円のお金がふるさとに回っていくという、そういうもの があります。ぜひひとつ、やはりまちづくり、町長も協働のまちづくりを一生懸命うたわれ ておりますしね。さっきも言うたごと、後藤議員の質問に対して答弁されたじゃないですか、 いいことを。職員一同、一生懸命、町住民のために何をしたらいいのかと。そして、将来の 財政負担を考えながらしっかりやっていくのだと。住民と行政と議会とやっていこうと言わ れたじゃないですか。そういうことの基本的な考え方を、本音を聞きましたと私が言ったよ うに。

そういうことであるから、この浄化槽の問題もね、もうこれは大変立派なあれでしょうが。だから、もう本当に、なら町長一回回ってくれんですか、バイパスから上とか、野口でもどこでもいいから。全部もう望んであります、はっきり言って。早う欲しかと。だから、都市計画も大事かですよち言うたでしょうが、都市計画も。今、調整区域の既存の家ん建っとるとこは、いつごろ市街化区域に入れらっしゃるかどうかわからんけどですよ。だから、市街化区域にならんなら、あんた家建てられんでしょうが。長男坊が分かれた、次男坊が分かれたとか、そのくらいですよ、特例で。だから、線引きの問題もあります。しかし、町長ひとつ今の53軒の分は特に、全く蚊帳の外に置かれておる方たちですから、ぜひやっていただきたいと、補助を。そして、その方たちが5年か10年先に合併浄化槽の市町村型を取り入れるようになったと。10年、5年、例えばよ。そのときに、補助を今まで出した分はすかっと切

って、今度は切りかえりゃよかこっでしょうが。しかし、それば終わるまで待っとってくださいと、下水道が終わるまで。これは話がおかしいですよ。

そういうことで、ひとつぜひ町長の政策に期待をいたしまして、これですべて一般質問を 終わります。ありがとうございました。

議長(酒井恵明君)

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

ここで3時30分まで休憩いたします。

- ~午後3時20分 休憩~
- ~午後3時29分 再開~

議長(酒井恵明君)

会議を再開し、次に品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

6 番議員の品川義則でございます。本日最後の質問者となりますけども、最後までおつき 合いのほどよろしくお願いをいたします。

今回、質問事項3項目、大地震発生時の防災体制について、それからまちづくり条例について、児童の学校生活と運動能力低下について、3項目質問させていただきます。

それでは、質問事項1の大地震発生時の防災体制について質問いたします。

ことしの5月には大変大きな災害がアジアの2カ所で発生をしております。5月3日、ミャンマーでは最大風速59m、瞬間最大風速72mを記録いたしました大型のサイクロンが襲いまして、国連の発表でございますけども、約240万人が被害に遭われているそうです。このサイクロンの勢力というのはどれぐらいの大きさかと調べてみましたけれども、記憶にあると思いますけど、基山町での大きな被害をもたらしました、そしてこの台風によって台風というものに対する私自身も大きな認識を変えたものですけども、平成3年の大型台風19号でございます。この最大瞬間風速は59mということで、数字でわかるように、今回のミャンマーの台風というものを物すごく我々の想像を絶する大きさだったと思っております。そして、5月12日に中国の四川省でマグニチュード7.9の大地震が起きました。死者5万5,200人、行方不明2万5,000人、負傷者27万5,000人と倒壊家屋546万件、復興には3年以上の日数がかかるのじゃないかと言われております。

また、地震と言って思い出すのも、2005年3月20日に起きました福岡県西方沖地震であり

ます。私も消防委員会で玄界島に視察をさせていただきましたけども、あの被害状況というのは今でも、またその被害に遭われた人々の気持ちというのは今でも心の中に深く残っているところでございます。この地震では、マグニチュード7.0、震度6弱の大きさでした。このとき、基山町は多分震度4、みやき町はもっと大きかったんではないかと思っております。そして今回、この地震が警固断層ということは言われておりましたけども、これについての福岡市が揺れやすさマップということで、地震が起きた場合の被害の状況なり、自分の家屋がどれくらいの震動があるのかという予防のための揺れやすさマップというものを作成して、インターネットでも掲示されております。

で、ここで警固断層というものが詳しく説明されておりますけども、福岡県西方沖地震で起きました震源地は北西部ということであります。場所的に言いますと、福岡市の志賀島から北西にかけて約30kmかかった断層帯でございます。また、そのほかに、約4300年から3400年前に活動いたしました南東部というものがございます。これは、福岡市から筑紫野市まで約27kmにわたって広がっている断層帯であります。この南東部活断層が一度に揺れた場合、マグニチュード7.2程度の地震が発生し、平成17年福岡県西方沖地震のときよりもはるかに大きな建物が倒壊し、多数の犠牲者が出ると、福岡市が発表しました先ほど言いました揺れやすさマップには書かれてあります。また、警固断層帯南東部で地震が今後30年以内に発生する確率は0.3%から6%、我が国の主な活断層の中でも高いグループの活断層に属することになっております。ちなみに、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災が30年以内に発生する確率は0.02%から8%という、この数字からも、福岡県警固断層南東部で地震が起きるという確率は非常に大きなものになってるということがおわかりになると思います。

長々と説明をしてまいりましたけども、災害は必ず起きると。そして、気象状況がこんだけ温暖化傾向であれば、より大きな台風も発生するのではないかという、そのことによって甚大な被害が起きる前に予防ができないか、またそれについての対策を今からしておくべきではないかということを前提に質問をさせていただきます。

まず、町民の避難体制について、防災計画は今できていますか。

次に、避難場所はどこを指定していますか。

- 3、避難場所の耐震性は大丈夫でしょうか。調査はされましたでしょうか。
- 4、避難場所の収容人員は何人でしょうか。
- 5、避難時の食料、飲料水、毛布などの支給品は確保できていますでしょうか。また、災

害時に確保できるように関係機関との体制はとれていますでしょうか。

6、独居老人、老夫婦世帯の避難体制はどうなっていますでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、大災害発生時に消防団の活動について質問いたします。

私は、この基山町においては組織だって動けるのは消防団以外にはないと思っております ので、この質問をさせていただきます。

基山町消防団は、皆様御存じのように、昭和23年に町条例により設置され、昭和28年、52年、平成13年と3回日本消防協会から竿頭綬をいただいております。また、皆様御存じのように、昭和57年に全国消防操法大会小型ポンプの部で準優勝、平成2年、全国婦人消防操法大会優勝、また平成10年には1階ロビーにかかっておりますまとい賞をいただいております。こういった輝かしい伝統と歴史を持つ県下屈指の消防団で基山町はありますけれども、最近では、全国の地域でもよく見られますけども、地域の都市化により、地域コミュニティーの衰退により消防団員の確保が困難をきわめ、平成2年には99万6,743人の団員がおりましたけども平成19年89万2,893人と、約10万人、10%減少しております。基山町においても、各部幹部の最大の悩みは年末から始まる来年度へ向けての新入団員の勧誘であります。そこで、質問させていただきます。

平成19年4月1日現在、消防団員186名中、日中の災害時に何名出動できますでしょうか。 平成18年9月1日現在の資料によりますと実団員数189名となっております。そのうち地方 公務員26名、国家公務員3名、農協職員4名、被雇用者団員、要するにサラリーマンですけ ども、147名となっております。被雇用団員は昔に比べて非常に大きくなっており、実に 78%がこの中を占めております。この中で、町外へ勤務しているのは一体何人いるのでしょ うか。JRがとまり、道路が寸断された場合に、町内での救援活動はどうなのでしょうか。 そういったことを踏まえて、実質何人がこの災害時に出動できるのかお尋ねをいたします。

また、質問事項2のイです。昼間の火災に出動している人数を聞いてみますと、昨年は起きておりませんけども、大体70名程度が出動されているそうでございます。こういった小規模の火災や災害ですとこの人数で間に合うかもしれませんけども、大きな災害時にはとてもまともな活動はできないと思っております。日中に出動が少ないということが言われておりますので、そこで、町内に町外から勤務されてる方を勤務地団員という制度がございますので、そういった制度を新しく採用できませんでしょうか。

質問事項2のウです。消防団OBを含めた機能別団員という組織をつくることはできませんでしょうか。この機能別団員とは、先ほど言いました勤務地団員も含まれますけれども、指導者の団員、OBの団員、大規模災害用の団員と、さまざまな組織がございます。この中で、私はOBの方の再びの復帰をお願いしてのそういった組織、大災害時に出動していただけるような、そういった団員に入っていただく組織をつくっていただけないかちゅうことを提案させていただきます。

質問事項3です。消防団員の退職報償金について質問をいたします。

現在、団在職年数5年以上10年未満の部長経験退職者には、退職報償金が154千円支給されます。また、団員として退職した場合にも144千円が支給されておりますけども、4年未満の部長経験者という方には一円も支給をされておりません。各部の部長の役割というのは非常に多忙でありまして、年間消防活動、それから各区の運営委員会に出動、それから訓練、また部長会と、多岐にわたっていろいろな行事に参加をされております。そういった中で、各部の事情によって20代後半または30になって入られるという方がこのごろ最近ふえてるのを、調査していただければよくおわかりになると思います。30で入られて2年間平の団員をされる。それから、班長になる、副部長になる、5年目に分団長になると。各部長になるということになりますと、5年でもらえますけれども、1年過ぎるだけで、この1年の差でこれだけの報償金の差が出てくるというのは、1年間また2年間一生懸命頑張っていただいた消防団に対して、何かしら制度が見直しができないかということでこの質問をさせていただきます。

続いて質問事項2、まちづくり条例について質問いたします。

まちづくり条例が今議論されておりますけれども、この中に議会に関する条文はつくられるのかお尋ねをいたします。

2番目、基山町のまちづくり条例はどのような形式の条例になるのでしょうか。例えば、 地域の物的環境整備、これは総合計画を推進するためを目的とした条例であるのか。それと も、住民と行政側の行動規範についてのみ扱うことになる行政基本条例なのか。まちづくり への住民参加への手続や内容について定める住民参加型条例なのか。それとも、これに全く 属さない条例となるか。どういう条例を目指して今議論をされているのか、また町行政もど ういうふうに対応されているのかお尋ねをいたします。

質問事項3番目の児童の学校生活と運動能力の低下について質問をいたします。

基山小改築に伴い、平成21年3月の完成まで運動場が使えないという、長い期間使えない 状態が今でも続いておりますけれども、児童の健康状態は大丈夫でしょうか。そこで、質問 をいたします。

文科省の調査では、昭和61年と平成18年、この20年間の運動能力の低下を調査してまいりまして、ソフトボール投げで男子が4.2m、女子で2.7m短くなっております。また、12歳の1,500m持久走では24.8秒遅くなってるという結果が出ております。運動能力の低下は生活環境の変化によるもんと言われておりますけども、そういった生活環境の変化というものが一番あらわれているのが、基山小学校に運動場がないという状況が一番生活の変化ではないでしょうか。そういった中で、今、基山小学校の子供たちの身体的また精神的な状態はどうでしょうかということで質問させていただきます。

東京大学の衛藤教授によりますと、体力や運動能力の発達には幼児期からの生活習慣が大きく影響し、バイオリズムに沿った健康的な生活の積み重ねが学童期からの思春期の基礎体力につながると。1日の中で体を動かさない状態が著しく多い、体を動かさず遊びが十分でないなど、身体運動量が少ない、あるいは体の動かし方が少ない生活は子供の心身をはぐくみませんと言われております。遊びが少ないからということでスポーツを、野球、サッカー、剣道、柔道などされている子供もあるそうですけども、この教授によりますと、一定のスポーツをやってもあらゆる筋肉を使っているわけではないとも言われております。体を動かすということとスポーツをするということは少し違うというふうにも言われております。そこで、質問に移らせていただきます。

質問事項3の1のア、児童の健康状態は以前と変わりがありませんか。

- イ、ストレスなどの症状があらわれている子供はいませんか。
- ウ、不登校などの児童がふえていませんか。
- 工、授業中の子供の様子は以前と変わりがありませんか。
- オ、運動場が使えないことで体育の授業に支障が出ていませんか。また、長期にわたって 運動場が使えないので、運動能力、体力は低下はしていませんか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

品川議員の御質問にお答えいたします。私からは、1と2についてお答えします。

1の大地震発生時の防災体制についてということで、(1)町民の避難体制について、ア、防災計画は現在できておるかということでございますが、基山町地域防災計画を策定をしております。

イの避難場所はどこを指定しているのかということですが、指定避難場所として基山町民会館、基山町総合体育館、基山町保健センター、予備避難場所として基山中学校、基山小学校、若基小学校、2区公民館、7区公民館を指定しております。

ウの避難場所の耐震性は大丈夫かということですが、建築基準法の改正で新しい耐震基準が施行されたのが昭和56年です。それ以前に建設された避難場所としては、予備避難場所の基山中学校があります。基山中学校の耐震診断を行った結果、一部改善すべきところがありましたので、それにつきましては平成21年度で改修する予定です。

工の避難場所の収容人員は何名かということです。基山町地域防災計画で示されている避難場所の最低必要面積は3.3㎡に2人となっております。この数字で計算すると、次のようになります。町民会館が441人、総合体育館が1,773人、保健センターが792人で合計2,986人となりますが、要援護者にはもっと広いスペースが必要ですし、実際の避難の場合は通路の確保や受付場所を設置したりするため、大幅に収容人員は減るものと思われます。

オの避難時の食料、飲料水、毛布などの支給品は確保できるか。また、災害時できるのかということでございますけども、食料、飲料水については備蓄をしておりません。毛布につきましては120枚確保しております。今後、事業所、他市町と連携した支援体制の確立が必要だと考えます。

カの独居老人、老夫婦世帯の避難体制はどうかということですが、現在避難が必要だとの連絡が町にあった場合、職員、消防団員等で避難をさせています。今後、健康福祉課、民生委員さん等と協議をし、全体プランとしての災害時要援護者支援計画を策定していかなければならないと思っております。

(2)の大災害発生時の消防団の活動についてということのア、消防団員189名中、日中の災害時に何名出動できるかというお尋ねですが、大災害となると、町外に勤務されている団員は交通手段が寸断される可能性があり、また町内勤務者にしても各職場が災害に遭っている可能性があるので、何名出動できるか推測するのは困難です。そのため、今後は自主防災組織の組織率を上げることが重要な課題であると思っています。なお、参考までに、日中の火

災において70名前後の団員の出動があっております。

イの勤務地団員を新しく採用してはどうかということですが、現在の消防団の組織の変更、 新たな消防施設の増設などで場合によっては必要になります。現在、消防団員の皆さんには 大変活発に活動していただいており、機能しておると考えておりますので、現在のところ採 用は考えておりません。

ウの機能別団員を組織することはできないかということですが、これはイでもお答えしま したように、消防団は機能していると考えているので別組織は考えていません。

(3)勤務年数4年以下の部長経験消防団員の退職金制度の見直しはできないかということですが、消防組織法第25条で市町村は退職報償金を支払うことになっており、報償の実施機関としては消防基金となっています。基山町も団員1名当たり19,200円支払っており、退職報償金の額は消防長が決めております。消防長の示しているものが5年単位の支給となっており、基山町もそれに基づいて支給しているため見直しはできないということです。

2のまちづくり条例についてでございます。(1)まちづくり条例の中に議会に関する条文はつくられるのかということですが、現在作業部会において議論をしているところですが、議会に関することですので議会内部で検討され御提案いただければと、が理想と考えております。

(2)のまちづくり条例はどのような形式の条例となるのかということで、例えばということで3つの形式、総合計画推進を目的とした条例か、執行機関側の行動規範についてのみ扱うことになるのかということ、あるいは住民参加への手続や内容について定めるのかというようなことを上げていただいておりますが、基山町では第4次総合計画に掲げられた協働のまちづくりを推進するため、昨年からまちづくり学習会や町民会議を行ってまいりました。

全国でのまちづくりに関する基本条例を制定しているのは148自治体あり、さまざまな形があります。アで言うまちづくり条例は、都市計画、土地利用、景観等のハード面、地域の物的環境整備に関して規制や調整、住民への支援等の措置を総合的に定める条例で、旧湯布院町における開発事業の規制や開発基準について定めた潤いのあるまちづくり条例のようなものですが、本町が目指すものとは異なります。イは住民と行政の行動規範のみ扱う条例で、理念規定が中心の理念型条例ということです。ウは、まちづくりへの住民参加への手続や内容について定める具体的規定型条例のことだと思われますが、基山町としましては住民が協働のまちづくりに参画しやすい条例を目指しており、これまでの学習会や町民会議で得られ

た町民の皆さんの声も勘案して、イとウが融合した総合型基本条例を目指しています。

3については教育委員会のほうでお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

教育長。

教育長(松隈亞旗人君)(登壇)

学校に関することでございますので、私のほうから大きい3番の(1)アからオまでについて答弁をいたします。

まず、基山町の子供たちの健康に対して御配慮いただき、お礼を申し上げます。

1番、基山小改築により運動場が使えない中で児童の学校生活や健康は大丈夫か。ア、児童の健康状態は以前と変わりありませんか。健康状態につきましては、そのものについては大きな変化はございません。ただし、休み時間などで外で遊ぶことができないために、室内を走る児童が少しふえたかなと、こういう報告は聞いております。ただ、休み時間に、新しくできました体育館を教師同伴のもとで開放するということは決めております。

イ、ストレスなどの症状があらわれている児童はいないか。ストレスかどうかはわかりません、検査しておりませんので。今述べましたように、室内が若干騒がしくなったり、廊下を走る児童が少しふえたかなということの報告は受けております。

不登校などの児童はふえていないか。不登校については全く問題はございません。

授業中の様子は以前と変わりないかと。授業中の様子も以前とほとんど変わりありません。 運動場が使えないことで体育の授業に支障が出ていませんか。また、長期にわたって運動場が使えないので運動能力、体力が低下していませんか。運動場が使えないことで体育の授業には大変な支障が出ております。そのために、中学校に協力を依頼しております。非常に協力していただいております。例えば、運動場については1年生から5年生まで週に1回貸していただいていると。6年生は週2回使用できると。こういうふうに、非常に好意的に協力していただいております。また、プールについては6月9日から6月17日まで1年から3年までの低学年、それから6月18日から6月27日まで4年、5年、6年の高学年が使用する計画でございます。2つに分けたのは水深の関係がございますので、このような配慮もいただいております。若基小学校のほうからもいつでもどうぞという、そういう協力もありましたが、何せ遠距離でございますので、福祉バスなどが利用できますならばぜひそうしたいと思います。非常に中学校が好意的であったのは、一つは期末考査中で、そこのところは勉強

のほうに集中するということで、使用が後のほうにずれたということも幸いしたところでございます。これは、すべて学校からの聞き取りもしくは報告の調査で、私が代弁してるところでございますが、おかげさまで大変なことにはなっていないかなと。支障がないかなと。もう一つ、体力、運動能力が低下していないかという問題は、現時点ではわかりません。ただ、県の施策といたしまして体力、運動能力の調査が義務づけられております。今年度中にはその調査がございますので、その結果が出ればまた議員のほうにもお知らせしたいと。ただし、それは学年を指定しておるところもございますので、果たしてどのくらいの正確なのが出ますかどうか、一応出ることにはなっておりますので、後日にでも報告したいと思います。

以上です。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

それでは、2回目でございます。1番目のあれですけど、地域防災計画が策定されてるということですけども、この策定の規模、災害規模の度合いはどれぐらいのものを想定して計画をされているんでしょうか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

規模といいますと、地震とかそういったものですか。特別規模というのは定めておりません。ただ、前も言っていましたように出動態勢ですね。震度4の場合は第1配備、震度5の場合は第2配備、震度6の場合は第3配備ということで出動の態勢は決めておるところでございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

第 1 、第 2 、第 3 配備だそうですけども、それは庁舎内の計画だと思いますけど、私がお聞きしてるのは実際に避難に向かうとか、災害時の、先般ありました河川はんらんのときの浸水で消防が動いたとか、ああいったときの想定をどこまでされている計画なのかというこ

とです。そこまでの計画はされていないのでしょうか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

地域防災計画については、救助計画、それから避難計画、そういうのは一応立てております。それで、ただ今後、後のほうにも出ておりましたように要援護者、そういったものの避難方法といいますか、そういったものがまだできておりませんので、今後はそういったものに関しての地域防災計画の見直しといいますか、そういったものは行っていかなくてはいけないと思っております。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

続いては、指定避難場所について質問させていただきます。

予備避難場所となっております基山中学校が耐震診断で一部改善すべきということですけ ども、これはどこが改善すべき点なのか。

議長(酒井恵明君)

調査の結果、どこが悪いのかということを問うちゃっですね。わかります。教育長。

教育長(松隈亞旗人君)(登壇)

一部という部分はわかりません。ただし、補強をしなくちゃならないと、一部分。どこの場所かということ、ちょっと今ここでは答えられませんが、一部分しなくちゃならないと。 全体じゃございませんという意味でございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

今の件はまた後ほどということで、失礼いたします。

では、次ですけども、避難場所の収容人員でございますけども、答弁によりますと合計で 2,986人と。実際はもう少し、というよりも大幅に収容人員は減るという答弁でございまし たけども、大幅に減った人員は幾らでしょうか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

こちらで考えてるのが、先ほども言いましたように、要援護者のほうではもっとスペースが要るし、通路、受付、そういったものもございますので、考えてるのは7割から8割になるんではないかと想定をしております。それとちなみに、これは避難場所の町民会館、総合体育館、保健センターの収容人員をあらわしておりますけど、予備避難としての基山中学校、基山小学校、若基小学校ですね。それの合計が1,595人。個別に言いますと、基山中学校が一応523人、基山小学校は473人、若基小学校が478人、それと2区の公民館が67人、7区が51人ということの予備としては1,595人、合わせて4,581人、それの8割ぐらいになるのではないかと、4,000人かそのぐらい、前後だと考えております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

今の中で基山小学校473人とありましたけども、あの校舎はそれこそ避難所として大丈夫なんでしょうか。それと、これ蛇足ですけども、ホームページで防災情報で2区の公民館の住所が以前の公民館の住所でしたけども、これはいいです、答弁は。わかりました。では、あ、はい、お願いします。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

どうも済いません。小学校、中学校すべて言いましたけれども、すべてこれは体育館のほうでございます。体育館の収容人員で計算をしておりますので、その辺ちょっと説明が足りませんでした。申しわけございませんでした。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

それでは、次の支給品について質問させていただきます。

今後、事業所、他市町と連携した支援体制の確立が必要だということでございますけども、

連携が求められる事業所はどこでしょうか。それから、他市町と連携ということですけども、 ほかの市町村でも同じような被害が起きて、そういった支給品が余分に回せる分はないと思 うんですけども、そういったところとどうやって支援体制が確立がされるのかお尋ねをいた します。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

今の御指摘の点ですけれども、他市町もそういった同時に災害が起きた場合は、周りのほうからは当然できないと思っております。物資の関係に関しましては、例えばマックスバリュとかサンエーさんとか、そういったところと災害時における物資供給の協定書、そういったものを結んでいきたいと思っております。ただ、相手があることですから、そういった事業所の方がそういったものに協力していただけるかどうか、そういったものが出てくると思います。ちなみに、現在結んでいるのは、コメリさんとそういった物資供給に関する協定書は結んでおります。だから、今後そういった、例えばコカ・コーラさんであれば水の供給とかですね。優先的にしていただくような、基山町内にある事業所に行って、そういったお願いを今後していかなくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

質問事項、カです。今後、健康福祉課、民生委員さん等と協議をし、全体プランとしての 災害時要援護者支援計画を策定ということでございますけども、こういった策定をする場合 に、消防団の方もこれが避難を実際されると思うんですけど、そういった消防団が入ってく るのか。それと、策定をいつまでに計画をつくられるのかお尋ねをいたします。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

今、要援護者の関係は福祉の関係が出てきますので、健康福祉課との協議をして、現在立ち上げ、内部での話をしてるところです。それで、民生委員さんの方も地図落としとかで情

報の収集をしていただいてるものと思っております。そういったものが合わさって、早ければ今年度中にプランをできればとは思っておりますけど、その辺の情報収集、そういったものがどうなるか。それと、関係課との協議がどうなるかによってちょっと若干違ってくるとは思いますけれども、今考えてるのは早ければ今年度中につくりたいと思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

では、2番目の消防団の活動について質問をさせていただきます。

答弁の中で、自主防災組織の組織率を上げることが重要な課題であると答弁ありましたけども、自主防災組織とは町内ではどんなものでしょうか。また、組織率を上げるためにどういった課題であり、その課題を克服する手だてをお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

今、自主防災組織の組織率を上げるということで上げておりますけれども、基山町においては自主防災組織は、私としてはほかの町村よりもできてるのではないかとは思っております。というのが、基山町では春と2回防災訓練をしております。その中において、区長さん初め地区住民の方も一緒になってそういった防災の訓練をしてるところでございます。それで、今後は県の防災課とも連絡をしまして出前講座、そういったものを、区長さん方とお話ししながら出前講座等、まず区長さんとの出前講座をしていきたいと思っております。そしてそのほかにも、自主防災組織におけるリーダー研修というのが県が行ってるものがございますので、そういったところに地域住民の方に行っていただき、リーダー研修等を行ってもらって組織率なりそういったものを高めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

明確な組織というものではないんじゃないかと今の答弁を聞いて感じたんですけども。そ

れと、リーダー研修に行かれておりますけども、ことしは消防団の古賀副団長が1名行かれてるだけですし、来年何名行かれるのか。17区の行政区がありますけども、その中で最低1人か2人は各区にそういった災害のリーダーとなるような方が必要だと思いますけども、そういった計画を立ててそういった研修を受けられているのかですね。

それと、戻りますけども、組織というふうに言えるような、コミュニティーの中でただ消防団が2回訓練やって、そこで参加されて消防の訓練を見ている、女性消防がされる心肺蘇生の講義を見ている、そして消火器を扱われてるということが自主防災組織と言えるものなのか。私は、ちょっとその解釈は難しいんじゃないかと、無理があるんじゃないかと思いますけど、いかがでしょうか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

確かに、おっしゃるように今後の課題とは思っております。ただ、広範囲な災害等が起きた場合は、消防団とかは火災とか大きな、土のうを積むとか、そういったところに出動されるものと思っております。だから、地域の、例えばお互いの、隣に寝たきりの人がいるとかそういったものは、やはり地域の方が助けるのが一番生存率が高くなるのではないかと思っております。だから、そういったことができるようなものが自主防災組織だと思っております。だから、先ほどの要援護者の問題も言いましたけれども、個人情報の問題とかもいろいろありますけれども、そういったもの、本人の確認等をとって、そういっただれだれに情報を流してもいいかという確認までとらないとなかなか難しいものではないかと思っております。自主防災組織、今のちょっと説明になったかどうかわかりませんけど、やはり大きな災害は周りの方が助け合って、お互いがお互いを助け合うと。そういった組織を今後つくっていかなくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

そこで、私は機能別の組織をつくられてはどうでしょうかということを御提案申し上げた わけです。自主防災組織、本当に1つの区で要援護者がいる、また独居老人がいらっしゃる、 または大きな災害があるというときには、消防団というのはその根本のところで作業されていると思いますので、一番地域の住民の近くにいらっしゃる方、またそういった消防関係にいらっしゃった方というとOBの方が地域にはたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方々に大災害時、また町がそういった、発生した、要請をするということができるような組織をつくっていただくことが、より効率的に、より組織力的にも上がります。と私は思うんですけども、ちょっと飛びますけども、そのとこの答弁で何とかもう一回、機能別団員ですね、を考えてませんということですけども、自主防災組織と言う場合には、いつ起きるかわからない大災害に際しての一刻も早い対応策としては一番だと思いますけども、いかがでしょうか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

自主防災組織の中にそういったOBの方は当然入っていただくのが一番いいと思っております、自主防災組織の中にですね。ただ、消防組織としてのOBとか、議員がおっしゃってる機能別の消防団といいますか、それについては、やはり現在の消防団との話をよくしとかないと、そこら辺の組織の問題が出てきますので、団長初め部長さん、そういった方と今後の問題提起として出して、そういったことの今後の方策ちゅうですか、それを話はしていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

どうかOB団員の組織をつくっていただきたいと思っております。で、これはもう全く別に、ふだんの消防活動とは無縁で、災害発生時にその地域を守るためにそのときだけ動いていただくという、本当に機能を限定した、そういった団員の採用。それから、勤務地団員も同じでございます。なかなか皆さん町外で働かれていらっしゃると思いますんで、日中の火災において70名前後と。200名近くいる団員の中で70名しか出動ができないという。4月に行われました入退団式でも、日曜日であるにもかかわらずなかなか団員の出動が芳しくなかったという状況もあると思います。

で、一部では、部長はそう思いはあるけども、なかなか団員までは行かない。とりあえず 消防団に入っていただくってことが先決問題であるというふうになっておるようでございま す。消防団員の加入年齢が年々上がってきてるというのも、若いころはなかなか消防団に関 心もありませんし、地域のコミュニティーにも入ってきませんし、それから自分たちが年齢 が上がってきていろんな班長なり副班長なり役職をもらうと、だんだん自分の同年齢の勧誘 に行ってしまうということで、だんだんだんだん、本当に20歳から入ってる人なんてのはめ ったにいないような状況であると思います。私も一部の消防に出席させていただくときには、 20代後半の方が入ってらっしゃるという状況が多く見られますので、そういった中でも、底 辺を広げるためにもこういった機能別の団員ですね。勤務地団員、OBの団員ということで、 今ある消防団組織を守るためにも、消防団員がもっと自分の働くべきものを全うできるよう に、何とか機能別団員の採用をお願いをしたいと思っております。これでこの項は終わりま す。

次に、まちづくり条例について質問させていただきます。

議会に関する条文が入るか入らないかということで、作業部会の中で議会についての議論がされているのか、いないのか。答弁いただければ。

議長(酒井恵明君)

品川議員、質問途中ですが、(3)の勤続年数の退職金の問題はよろしゅうございますか。

6番(品川義則君)続

いいです。あ、済いません。じゃあ済いません。

議長(酒井恵明君)

なさいますか。

6番(品川義則君)続

はい。退職報償金ですけども、制度上はそうなってると思います。ただ、私がお願いしてるのは、町単独でも何とかお願いできないかと。そんなに人数はおりませんでしょうし、そう多額な金額にもならないと思いますけども、幾ばくかでも、副部長、部長で一生懸命された業に報いる少しの報償金が何とか出せるように、検討していただくように要望してこの件は終わります。済いません。

改めましてまちづくり条例ですけども、作業部会で今議論されてる中で、議会についての 条文が議論されているのか、いないのか、質問いたします。 議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

作業部会につきましては、今現在月に2回の定例会と作業部会独自の学習勉強会を月に1回、ですから月に3回の会合、定例会を行ってあります。その中で、今いろんな条例の内容等を検討いただいておりますけれども、今の段階では、事務レベル、担当レベルで策定した素案的なものの条文を検討いただいておりまして、その中にある条文を見ていただき、この辺が足りないんじゃないか、もっとこういうところを入れたほうがいいんじゃないか、それから過ぎたる条文等はないかというような、いろんなそれぞれ委員さん方の意見が出ております。その意見の中には、ほとんどの方がやっぱり議会に対する条文をうたったほうがいいのではないかという意見は出ております。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

この条例の作成のために4回まちづくり町民会議というものが行われておりますけども、 広報等でいろいろ出されております。総合計画を策定するときの町民の方の気持ちの入り方 というか、関心の持ち方というものが、参加人数でちょっと少ないと思いますので、実際町 民会議には、4回ありましたけども、各会ごとに何人ぐらいの出席者があったのか。それか ら、5月4日に行われましたまちづくりフォーラムで参加者が140名というふうにされてお りますけども、町外の方が相当数いらっしゃってるのも聞いておりますので、町内の方は何 名いらっしゃったのか。アンケートをとられたので、その中でわかった分で結構ですのでお 聞かせください。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長、わかる。今の質問ですが、口頭でも何も言うてないんでしょう。

6番(品川義則君)続

はい。じゃ、済いません。大体1回が20から30名程度の参加者があったように私は町民会議でも思っております。一番多いときで40名程度ではないかと思っております。実際、この中で話されたことが条例として大きく位置づけられてつくられているわけですけども、企画をされたときにどれほどの、どれぐらいの人数を想定されて、またどれぐらいの人数を集め

られるように想定されて広報とか行われたんでしょうか。何人でもいいと思った、10人なら10人でいいと思われたのか、いや、もう少し多く、50なり総合計画程度の人数に集まっていただいて、この条例を関心を持って策定していきたいと思ってらっしゃったのか。一番最初の基本的なプランの大きさです。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

まず、昨年度よりまちづくり条例について勉強会等、それから町民会議を行ってきたわけですけれども、まず初めの勉強会といいますか、学習会につきましては、役場の職員を午前、午後に分けて全職員を対象にいたしております。それから、2回目は行政区の方からの、各区からの人数を何名程度ということで、たしか70名程度参加をいただいていると思います。その次がNPO、それからそういった団体のところに説明をするという、一番初めの学習会につきましては意識的に、こういう協働についてを考えるという意識づけを行って進めてまいっております。その次に町民会議につきましては、ある程度1回から4回までを分けましているんな課題を持ちながら進めて、町民会議に至るまでは、まず条例がなぜ必要なのかという認識と、今協働についてどういう認識を持ってあるか。それから、今後どういったものを協働をやっていったほうがいいかということから、あと条文にどういうことを盛り込んでいったがいいだろうかというところまでの作業を進めております。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

佐賀県では協働化テストということで、あらかじめ行政の仕事をどれだけ民間に移せるのか、協働としてできるのかというテストもされております。よく話されますニセコ町は、4年なり5年なりいろんなまちづくりに対しての協働化を、ふだんやってることを改めて条文化してより明確にしていこうということで、先日の講演会で木佐教授がおっしゃったのは、ニセコは何も変わりませんと。今までやってることをそのままこれからもするだけで、条文ができたということだけであるということですけども、基山町の場合は条文をつくってこれから協働化を始めていくということだと思っておりますけども、まちづくり条例ができて町民にとってはどれだけのメリットが生まれてくると。それと、どんなデメリットが生まれて

くるのか。そこのところをお聞きしてます。

議長(酒井恵明君)

品川議員、ちょっと質問通告とずれてるって感じるんですよ。できれば、質問通告に従って、質問要旨に従って質問をしていただきたい。

ちょっと待ってください。今のはできる。企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

まちづくり条例を制定する上で、今までなぜ必要なのかというのについてはお話ししてきたと思いますけれども、ニセコの中の木佐先生のほうでも言われましたように、現状の協働等について低下しないような条例をつくられたというフォーラムの中での意見等もあっております。現状のままでいくと、初め言いましたように、10年後にはやっぱり高齢化、それから少子化、それから地方分権一括法によります権限移譲がおりてきた段階で、今の基山町の予算規模で本当にできるのかなという大きな問題が今後出てくると。そういった問題を解決するためには、やっぱり町民相互の理解のもとに協働を進めていかなければ乗り越えられないのじゃないかという観点に立って、第4次総合計画等も立てております。その中でやっぱり優先順位、事業等に対する協働と、あと政策等に対する協働の部分を町民の意見も吸い上げながらというような観点にも立っておりますので、そういった必要性は町民の方々、それからまちづくりに携わる人たちが共通の認識としていかなければならないと思っております。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

済いませんでした。以上でまちづくり終わりまして、3番目に移らさせていただきます。 子供の学校生活について質問させていただきます。

基山小の子供たちは、1年以上にわたって外で、学校の運動場で遊ぶことができないわけですけども、その変化として室内を走る児童を多く見かけます。室内が騒がしくなったり廊下を走る児童がふえたことは確かですということは、これは子供たちの心なりに少し変化があらわれてるんじゃないかと思いますけども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議長(酒井恵明君)

教育長。

教育長(松隈亞旗人君)(登壇)

私も、過日3度ほど学級を見に行きました。その限りでは、お客さんという意識があったのか知りませんが、そんなに以前と変わらないなあと思ってたんですが、学校のほうの報告では少しふえたかなというふうな意見でございました。しかし、私は、余り気にすることじゃないんじゃないかと個人的には思った次第でございますが、いつもどおり授業もきちんとできているし、子供というのはちょっと目を離すと走りますからね。それが果たしてストレスのために走ってるのか、いつものとおり走ってるのかちょっと判断できませんが、そんなに心配することはないんじゃないかと思っております。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

私の要らぬ心配、取り越し苦労であればと本当に心から思っております。

最後の学校行事、授業ですね、プールですけども、水深の関係で低学年というのは本当に中学校のプールは使えないと思っております。教育長が言われましたように、福祉バスの利用ですね。これは教育長にお願いしたらできますか。それとも、町長にお願いして福祉バスの利用をより優先的にって学校に大きく働きかけていただいて、これから暑くなってまいりますので子供の一番の楽しみはプールだと思いますんで、その辺の便宜を図っていただくか、そういった方向でお考え願えるのか、町長いかがでしょうか。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

町長というか、社会福祉協議会の会長というか、その辺のところからしましても、学校のほうから本当に必要だと。で、いついつということであれば、それはできる限り、もう既に予約が入ってる分はどうかと思いますけども、そうでない限りやっぱり優先的に使っていただきたいというふうには思っております。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

ありがとうございます。いろんな両小学校の調整とっていただいて、また社協の調整をと

っていただいて、ぜひプールが多く使えるような機会をつくっていただきますように強く要望をいたします。

まちづくり条例につきましては本当に私も勉強不足で、いろいろ質問の途中で不手際、失 礼なことを申し上げたことを深くおわびして私の一般質問を終わります。ありがとうござい ました。

議長(酒井恵明君)

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会とします。

~午後4時35分 延会~